

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午後一時五十五分開会

○地方公務員法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長代理(堀末治君) それではこ
れから地方行政、人事、文部、労働の
合同連合委員会を続行いたします。こ
れから開会いたします。

○堀真琴君 去る四日の質問に続きま

して、なお、二、三の点を質問中上げたいと思うのであります。地方公務員法は政府の説明によると、地方公務員の身分を保護するという趣旨の下にできておるわけなのであります。ところが分限に関する條項を見ますというと、地方公務員の分限に関して非常に広汎な権限が任命権者に與えられておるのであります。第二十八條によりますというと、勤務成績がよくない者、身体に故障のある者、そういう者が当然降任或いは免職をされるということとは、これは一応納得できるといたしまして、ところがその他の「その職に必要な適格性を欠く場合」においては、これを免職することとができますということになっておるのであります。地方公務員の自分を保障するといふ建前から申しまして、任命権者がその適格性を欠くかどうかということとを判定する場合には、勢い個人的な、一方的な判定しかそこに行われなないものであります。そうなります。

と、一方的な措置によつて免職を要求されるといふ結果にならざるを得ないのであります。身分を保障する、保護する法案、法律そのものがそのような結果になるということは、これはどうしても身分を保護するという規定とはいへずしては見受けることができないのであります。その点に關して先ず第一に國務大臣の明快な御答弁をお願いしたいと思います。

す。

○堀眞琴君 人事委員会があるからして公正な取扱いができるというお話であります。適格性を欠くという判定を行うのは任命権者であります。それと人事委員会が公正な措置を行うというのであります。が、国家公務員法の場合において見ましても、人事院が果し

こういう御懸念だと思ひます。併しな
がら何と申しまして、この国家公務
員法と申し地方公務員法と申し、少く
とも今までよりはすつかり変つた組織
と運営とをやつて行く制度でございま
すから、その出発の最初におきまして
は甚だいろ／＼遺憾な点もございまし
ようが、一般の常識が発達し、又同時
にこれに選ばれて来る任免権者、又
その任免権者が推薦してよろして議會
にその同意を得て人事を決定する

公共団体も民主化されるという。先づ、その段階になつてからでも人事委員を設けて、そうして公務員の身分を保障することをやつても私は遅くはないと思ひます。今急速にこれをやるがためにいろ／＼な遺憾な点が出て来るという。ことに成るといふと、地方公務員法そのものに対する疑念も起つて来るのではないかと思ふ。法律というものは、御承知のようにそれが遵守されるのを

○國務大臣(岡野清藏) お答え申上
げます。身分を保障する、保護するという趣旨も多分に盛られておることはいふまでもありません。と同時に地方行政が中立性を帯びて、そうして民主的、能率的に運営されるということも又この公務員法案を作りましたゆえんでございします。でありますから、公務員におきまして、即ち適格性を欠くような者は、地方行政の堅実を期して行く上

て公務員の不当なる措置に對して適當なる措置を講じたかという点になりますると、我々としても疑問なきを得ないのであります。ましてや地方公務員法によつて設けられるところの人事委員会というものは、国家公務員法による人事院に比べますといううと、その権限も極めてあいまいであり、力も弱いのでありまして、従つて適當なる措置をとると申しまして、そ

員というようなのめがだん／＼と向上
にまいて同意をされた人達も、金の
ざいますから、そうなつて行きませう
ば、私は公平にやつて行けるのじやな
いかと思います。まだ出発の最初にお
いて、又過渡期において遺憾な点の出
て来ることは、只今仰せのごとく國家
の人事院においても我々も遺憾とす
点があるように存じますが、地方にお
きましても、これが出発しました後

唯一の條件なんです。守られない辺境なんというものは幾ら作つたつて無意味なのであつて、そういう意味から申しましても、むしろ地方自治が或る程度発達し、官庁が民主化される、そのときを待つてこういうような機関を設けるということでも遅くはないのじやないか。こういう工合に考えるのです。りますが、その点についてどうお考えになりますか。

において面白くないのではないかと考へましてこれが入れてあるわけでございますが、併しほかの條文を御覽下さいますと、そういう場合には人事委員会において十分これを審査して、そうしてその妥當なりや否やを判定して、そうして民主的にこれを解決して行くという方法も付けてございまして、結局適格性を欠くという点は、地方行政の運営が堅実にやつて行けると

の措置が十分に任命権者を拘束する力がないということになりますれば、適格性の判定は一方的にだけ決定されるという結果を招くということは明らかではないかという工合に考えるのであります。その点重ねてもう一度御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(岡野清麿君) お答え申し上げます。私は御説の要点は、只今国家公務員法に設けられておりますところの

十分とは行かない点も出て来るかとも思いますが、併し何と申しましても、やはり地方の自治をよくして行くという意味において、私はこの程韓の人事委員会を置いてやつて行けば、地方公務員は救われて行くのではないかと、こう考えてやつておる次第であります。

○堀眞琴君 人事委員会の運営がやがてよくなつて行くかどうかというわけで

○國務大臣(岡野清濤君) 答へします。私は、やはり民主政治と申しますものが、とにかくこの終戦以来、民主政治ができたわけでございまして、非常な政治的の革命時期でございしますから、その意味におきましてはやはり一般住民の民主的理想、並に民主的の取扱方というものを發展せ、向上さして行くことが先ず第一でございしますけれども、同時にやは

いう意味において、そういうような規定を置くと同時に、この身分を保障する意味におきましては人事委員会においてこれを救済すると、こういう二つの方策をとり、そうして両々相待つて

の人事院というものが、余り完全なる差達をしないのであるから、地方において人事委員会ができて、十分公務員の身分を保障してくれ、又保護してくれることがかねるのではないか、

話でありますが、併しながら出発点に際して、過渡期でもあるから遺憾な点があることも認められているのでありますからして、地方自治が完全に行われます。そうして官庁もそれから又地主

て、而して両々相待つて本當の民主主義の地方行政で行くというふうにするほうがいいと存じます。でございませうからもう少し立派な、住民の常識的

民主的の考え方になり、又国民がそういうふうに向う上、熟慮した後に公務員法を作つたらいではないかというこれらも一つの御説であると思いますが、私経済界におりました関係上、経済で申しまして、ただ通貨の安定ということだけではいけませんし、復興もして行かなければならない。そうしますと、復興なり通貨の安定というようなものがやはり両々相待つてやつて行かんと、その目的を達しなければ安定の目的も達して行かない。こういうふうな考えまして、やはり制度は制度として作つて置く、同時に国民を立派に教育して行く、これが両方並行して進んで行つて真価が出て行くのではないかと、こう私は考えております。

大臣の今のお考えから申しますと、拘束力を持つところの権限を人事委員に與えるというようなことが前提になると思うのでありますが、その点につきましてはどうお考えになりますか。もう一度お尋ねいたしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 私は原案で作っております人事委員でやつて行くほうが地方の自主性を尊重して行く、同時に地方民の啓蒙にもなると思います。何でもかんでも拘束してしまふということも余りどうかと思います。若し地方の実情に應じましてうんと拘束力を付けないければならないようなことがございますれば、又これは條例とか規則というものによつてその調整をして行けばいいではないかということ、この法案は大綱を示しまして、條例、規則というものを各地方自治団体の実情に應じてきめるということにさせてございますから、その辺で調節が付いて行くのではないかと存じ上げております。

○堀眞琴君　只今の御意見はむしろ地方公務員に對しておつしやるのが私は妥當だと思ひます。人事委員に關しましては、やはり明文を以て人事委員はこれ／＼の権限があるということをはつきり申しませんと、人事委員そのものの存在価値というもののが非常に削減される。第一機能を發揮し得ないということがはつきりしていると思う。そういう点から申しまして、人事委員の行ふところの措置なり勧告なり、そういうものに對しましては、もつと強力な拘束力を持たせるといふことが地方公務員の身分を保障することになると思ひます。地方の実情によつて特殊

性を活かして、條例なりその他なりで適當にこれを行えばいいじやないかというお話であります。それは本當の地方公務員法を制定し、その中に人事委員を設けた理由がなくなると思ひます。その点についてもう一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今大臣からお尋ねの点につきましての一般原則を申上げたわけでございますが、この地方公務員法案におきましては、御指摘の公務員が適格性を欠きましたために職を免ぜられました場合におきまして、その不利益になる処分に関しまして人事委員会に審査の請求をいたしました場合におきましては、人事委員会或いは公平委員会はその審査の結果に基いて処分を或いは取消す、或いは修正する、更に必要があります場合におきましては、給与とかその他のいわゆる原状回復をするのに必要な適切な指示もし得るといふことをこの法案としては考えておるわけでございまして、殊にこの原状回復等をいたしますに必要な指示に対しまして従わない場合におきましては、これを処罰するといふようなことで、その指示の徹底を期しておるわけでございまして、非常に事後の処置としては強力な保障の手段を講じておるわけでございます。

○堀尾奉君 あとに質問される同僚の諸君もたくさん控えておりますから、この問題はこの辺にいたしまして、次に政治活動の制限の問題についてお尋ね申上げたいと思います。この問題につきましましては、過日天野文部大臣出席の折にも同僚の諸君から一、二質問が行われたのでありますが、私は岡野國務大臣に對しまして、この三十六條

を中心とします。政治活動の制限に關しまして二、三の質問を申上げたいのであります。過般の天野文部大臣との質問の際にも、一部地方公務員の中に行き過ぎがある、そのためにこういう政治活動の制限ということも止むを得ず出て来たのだというお話があつたの

でありますが、若し一部地方公務員の中に行過ぎがある、そのために法律を以て政治活動を制限するのだということになりましますという、行き過ぎがあつたから法律を何でもかんでも作らなければならぬということになりまして、大変なことになつて行くと思ふ。むしろ一部公務員の行き過ぎがあつたにしても、その行き過ぎがあつた場合には、その行き過ぎを犯した本人の反省を求めるなり、或いは国民の他からは正して行けばいいわけでありまして、ところが本法案によりましますという、殆んど一切の政治的な行為を制限する、投票権を除いては何ら政治的な活動の自由がないということになるのであります、これでは憲法上に保障された基本的な人権としての

政治的な活動の自由というものが、殆んど全く奪い去られるという結果になると思う。昨日の宇都宮市長の証言にも、宇都宮市長に就任して以来、衆議院選挙或いは参院議の選挙、教育委員の選挙と大きな選挙を三回もやつてゐる。初めの頃は市役所の職員の中にも相当急進的な運動を試みる者があつたが、次第に是正された。自分としては現在市役所の職員に対して、政治的な行為を制限する必要を認めないといふことを現に宇都宮の市長が証言されているわけです。この憲法上に保障された最大の権限ともいふべきところ

の政治的な自由というものを、投票権を除いて殆んど全部これを制限するということとは、非常に行き過ぎではないかという工合に考えるのであります。この点について國務大臣から一つ總括的に御答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。この地方公務員法は、やはり國家公務員法と鈞合をとつたものになければならんというのが、先ず我々が立案いたします根本の觀念でございます。只今の國家公務員法は御承知でもございまいしうが、ああいうような嚴しい制限をしておりますが、併しこの地方公務員法に盛りました点は、あれよりは若干緩和されておる状態でございます。でございますからこの地方公務員法と申しますものは、國家公務員法と同時にできなければならぬ、又併存しなければならぬ、こういうような法律の性質でございますから、先ず國家公務員法の觀念に準じまして、そうしてそれを建前としまして組み出したものでございます。

それから、それじや今の情勢にあつて行き過ぎじやないか。こういう思召でございますが、併し私といたしましては、国家公務員法が現存の法律であります以上は、やはり現在の法律を尊重しまして、その程度に合せて地方公務員法を作り釣合をとる、こういう考へでやつております。それから一部行き過ぎきの者があつたからこれをやつたという、私実は列席しておりませんで、甚だ縮んでございますが、文部大臣がどう答弁されたかは存じませんけれども、今副委員から伺いました点によりますれば、一部行き過ぎがあつたか

らこんな縛りなければならぬのだというように承わりましたが、私は文部大臣のお考えは、無論文部大臣は文部省関係の方面の公務員に關して感ぜられたことをお述べになつたことと存じます。併しそれは同時に私としても受入れられる議論でございます。意見は同意でございます。御承知の通りに、これは公務員法を刑法と比べるのは甚だ比喩が悪いのでございませうけれども、併し八千万の国民の中に假に十萬とか二十萬の罪人が出るようなことが予想されても、やはり刑法で十分縛つて置くというふうな法律も作るようなことがございませうから、まあそういうことがあつちやいかんから一つやつて行こうと、こういう意味におきまして、或いはどういふお言葉で文部大臣仰せになつたかわかりませうけれども、その趣旨は私は尊重してよろしいと、こう考えます。

○堀眞琴君 刑法になぞらえるのはどうかと思つてお話を聞きましたが、刑法は決して十萬と／＼の犯罪者を目標にしてきておる法律ではないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。若し刑法がそういうような犯罪者だけを、僅かの犯罪者だけを目的としてきておるものならば、法律としての価値は私はないと思つて。刑法は社会秩序の安全を保障するといふ建前で八千万の国民を対象にして作つておるのであります。同じように地方公務員法も若し十の行き過ぎ者を対象にして政治的な行為の制限をやつておるのではないと思つて。地方公務員百三十萬人を対象にしてやつたものである。従つてその観点から申しますと、地方公務員法によつて地方公務員の政治的自由を、その一部の人を対象にして制限するといふことは當を得ない、法律の趣旨から言つてそういうことは私は不當であるといふ工合に考えるのであります。その点についての御答弁を願ひたいのです。

○國務大臣(岡野清藏君) 刑法と並べましたのは、或いは先ほども申し上げましたように、或いは先ほども申し上げたけれども、併し地方公務員がこれだけの制限をしなければ、その中立性が保てなくなるだらう。こういう意味におきましてこれは三十六條を作つておるものでございませうから、その一部の行き過ぎといふ方面に余りお捉われにならないでお考え願ひたいと存じます。

○堀眞琴君 どうも岡野國務大臣の答弁は余りはつきりしないのであります。要するにこの宇都宮市長の証言にもある通り、地方公務員の政治的行為を制限する必要があるといふことが我々としても十分に理解できるのであります。ところが一部の行き過ぎ者を予想しながらこういう法案を作るといふことは、これは地方公務員全体が政治的に行き過ぎをするものだといふ前提の上に立つておるとしか考えられないのであります。その点から申しまして、私はこれはむしろ政治的な活動については、公務員については、例へば地方公務員と申しましても、例へばあるものであります。一般行政事務を担当する者、それから教育に携わる職員もあり、地方公營事業に携わる職員もあり、現場の現業の職員もある。いろいろあるのであります。一般行政事務に携わる職員については或る程度の制限は止むを得ないとしても、併

しその他の職員については、やはり広汎に憲法上に保障された政治的自由といふことを認めることが民主的であるし、又地方行政の今後の民主化を図る上においても非常に貢献するところがあるのではないかといふ工合に考へるのであります。この点についてもう一度國務大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。御説至極御尤もでございます。併しその通りでございます。でございませうからこの公務員法がこの法のの中に織り込んでございませうから、公益、公營事業の点において相当考慮して新立法したいと思ひますし、又いろいろいわれる行政でなくて、現業だけをやつておるといふような公務員に対しては、適當な又新しい立法をしてやつて行く。こういうような考えを持つておりまして、御説の通りの趣旨によつてこの法案はできておるわけでありませう。

○岩間正男君 議事進行について、ちよつと議事進行について、岡野國務大臣に質したいことがあるのであります。それは実は地方公務員法案につきましては、只今審議が進行されておるのであります。この問題が、できましては、頭頭において私は是非これはこの政府の責任者の態度を明らかにして審議に入る必要に迫られております。四、五日前から吉田総理の出席を求めておつたのであります。その通りと呼ぶ者あり。このことであるから、取りあへず先ず岡野國務相にこれはお伺ひする。岡野國務相が果してこれで答弁ができませんかどうか、

若し不満足でありましたら、やはり最高責任者である吉田総理の出席を求めまして、當然これはなさなければならぬといふところの務めでありませうので、私は不満足だつたら依然として吉田総理の出席を願ひたい。問題の内容は何であるかと言ひますと、非常に重要な問題であります。それは過日本院を通過しましたところの決議案、つまり国会審議機構の決議案とも關係することとでございますが、巷間聞くとこの地方公務員法案が本国会で上らない、つまり流れる、そういう段階になつた場合には、その直後において政令によつてこれをなされるというふうなこともいわれておるのであります。若しそういうやうな措置がなされると仮りにしましたならば、この審議は全く無意味になる、そういうやうな観点からしまして、政府においては若しこの法案が本国会を流れた場合において、どのような一措置をされるか。今私の聞きたことは、政令的な措置は絶対しないのであるかどうか。その点を先ず明らかにしなければ、我々の審議といふものは非常に無意味になつて来る。この点からありますので、この点について岡野國務大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。(答弁の必要なし)と呼ぶ者あり。

○國務大臣(岡野清藏君) 御答弁申上げます。政府といたしましては、政令で出す意思は目下持つておりませう。これは公式な政府の態度であります。これはつまり閣議によつて決定され、そして誰しもが承認するところの態度でありますかどうか、

か。(答弁の必要なし)と呼ぶ者あり。或いは岡野國務大臣だけの一個の見解であるかどうか。この点を明らかにして頂きたい。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。私は不馴れといへども國務大臣の末席を汚してございまして、現内閣に閣僚として入つてございませう。従つて私の申し上げておることは、閣議決定はしてございませうけれども、現内閣の意思を發表することでありませうから御了承願ひます。

○岩間正男君 そういふふうに言われましたけれども、これは別の問題の上のことでありませうが、この前の平衡交付金問題におきましては、これは池田蔵相と岡野國務相の意見が眞向に對立してゐる、全然これは食い違つておる、そういう実例もありませんので、我々としては單に今、岡野國務相を信じないといふのはありませんけれども、岡野國務相の今の御答弁だけでは私はこれは十分ではない。若し閣議によつて本當に決定されておるのであるならば、そういうやうな公式態度を聲明されることを私は要求したい。そこでこの要求は非常に重要でありますので、(閣議の必要なし)と呼ぶ者あり。而も緊急な問題でありますから、各委員におきましてもこういう問題をそういう審議の根本的な問題に属するこれは問題でありますから、これを委員長においてもお取計らい願ひたいと思ひます。それについては私は岡野國務相を信じないといふのではありますせんけれども、もつと問題を明らかにするために吉田総理の出席を求めてこの問題をはつきりさせなければならぬ。(出席無用)と呼ぶ者あり。こ

うふうに考えます。

○委員長代理(堀末治君) 岩間君に申上げますが、今総理大臣が予算委員会に出席中だそうであります。幸いに向うの質問が終ればこちらのほうに顔を出してよろしいという知らせがあるそうでありますから、それまであなたの御質問は保留して頂いたら如何でしょうか。

○岩間正男君 承知しました。

○堀岡琴君 政治活動制限の問題についてもう一点お伺いしたいのであります。したが、提案理由の説明によりますと、とうとう、地方公務員の中立性を尊重する。それから地方行政事務の適正な運用を図る、公共の福祉のために政治活動の制限をやるということでありまして、が、しばしば政府は公共の福祉ということを言われるが、公共の福祉という言葉について岡野國務大臣がどのような考えておられるか。この政治活動の制限の問題に関連して御答弁を願いたい。

○國務大臣(岡野清藏君) 大変困つた御質問でございますが、公共の福祉といへばやはり公共の福祉という、まあ常識的言葉的に判断するよりはかに方法はないと思いますが、何かそれについてもう少し突き詰めた質問が頂ければ結構だと思います。

○堀眞琴君 公共の福祉というのは常識的にしか考えられない、こういうお話であります、公共の福祉という観念が出て参りましたのは、御承知のように十九世紀末葉からでありまして、法律意識が分裂をしておつて、社会において法の意識の統一を欠くという必要から出て参つたのであります。ところが公共の福祉という観念はそういう

何にこれに纏り込んだかという点について、今事務当局から事務的に御説明なさせます。

○政府委員 鈴木俊一君　公共の福祉につきましても、憲法にござりまする。ように、この憲法の規定いたしております趣旨と、それからなお公務員の全体奉仕者としての性格というような点から、この地方公務員法案におきましては、各條におきましてそのような地方公務員の権利なり義務なりを明確にいたしておりますが、これは他面地方公務員の利益を保護するという面と両面相対つて規定をいたしておるのでございまして、この法案全体は、要するにこのような形において地方公務員

の秩序を維持し、且つ地方公務員の利益を維持する結果といたしまして、地方行政が民主化され、且つ能率的に運営される、これが即ち全体として公共の福祉を維持するゆえんであると、このういうふうを考えておるのであります。

○堀眞琴君 この最後の政治活動の制限に關して、外國の事例をどの程度に參考にしてこの法案を作つたのか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 外国の例は、
 外国の例として一応参考とはいいたしま
 したけれども、私どもといいたしまして

は、國家公務員法なり、只今申上げました憲法に規定をしてございますところの、地方公務員は全地方住民の奉仕者であるというような性格、或いはこの権利の濫用ということとは、公共の福祉の点から好ましくないというような意味の点、或いはこの労働関係の閉結権でございますとか、勤労の最低條件を定めました保障の規定とか、そういうような基本的な線を如何に具体化するかということの主たる問題として權を討をして、このような案を作つたわけでございまして、いろいろ参考にはいたしました、やはり直接的な問題といたしましては、憲法なり國家公務員法というものを主として参考にいたしましたのであります。

○堀眞琴君　憲法なり国家公務員法なりを参考にして立案されたということでありますが、憲法では御承知の通り、例えば基本的人権につきましては、バージニアの権利宣言であるとか、フランスの権利宣言であるとか、或いは一七九一年の憲法であるとかいふようなものが一応の参考になった文獻

だと思ひます。国家公務員法について
もやはりそれ／＼の参考文献があると
思ふのであります。地方公務員法案に
つきましても、やはり先進諸国の法令
というものが相当参考になるだろうと
思ひます。アメリカではどうかイギ
リスではどうかというのを具体的に
私は申上げるのではない。ただそれを
参考にした程度で、アメリカだけの立
法例を参考にされたか、それともイギ
リスやフランスやイタリー、こういう
ようなヨーロッパ諸国の立法例を参考
にされたか、その点をお尋ねしてお
るのであります。

○政府委員（鈴木俊一君） アメリカの例等も勿論参考にいたしまして、現在お手許に差上げてあると存じまするものが、その他の公務員制度等に關しましても、勿論これを参考にいたしましたのであります。

○堀眞琴君　その他の国の立法例も参考にされたということになります。という、ヨーロッパの諸國におきましては、地方公務員並びに國家公務員につきましては、日本の法律に比べて遙かに広い政治的自由を確保されておるのであります。そういう点どのように考えられて立案されたか。その点もう一度お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員（鈴木俊一君） その点は堀先生の方が遙かにお詳しいと存じます。するのでございますが、只今私どももいたしましたでは、アメリカの人事制度は御承知のごとく比較的まとまつたものとして、殊にそも／＼が地方の公務員につきましても、相当都市等に
おきましては詳細なる人事行政の制度が確立されておるのが多いのでござい

まするか、どうも私ども甚だ不勉強ではございますけれども、大陸系統の諸国におきましての、特に地方公務員に關しましての適切な立法例というものが私ども甚だ勉強不十分でございますが、見当りませんので、勿論國家公務員制度と申しますか、官吏制度につきましてはいろ／＼ございますけれども、地方公務員自体の問題になりますといふと、やはりアメリカの制度のほうが一番例をとりやすく考えられたい次第であります。

○堀眞琴君 どうも政府委員の説明は甚だ私満足しかねるのであります。が、併しこの問題を余りやりますというのと、何か変な学問上の議論になりますのでやめましたが、次に職員団体にしているお尋ねいたしたいと思います。御承知のようにホワイト・カラスという言葉があるのであります。地方公務員もその意味においては労働者と同じ立場に立つておるのであります。純粹の労働者と申すわけではあります。が、労働者と同じ立場に立つておる。従つてその立場においては閉結権なり団体交渉権なりを持つことは私は当然だと思ふのであります。ところがこの法案によりますというと、先づ閉結権について見ましても、その結成につきましていろいろの制限が法案に設けられておる。登録をしなればならない、登録はいいとしても、余り人事委員会がこれに干渉する。むしろ自主的に職員団体の結成を行わしめ、これを登録せしめるということで私は十分ではないかと思いますが、その点に關しまして岡野国務大臣はどのようなお考えを持つておられるか、御意見を願ひたいと思います。

○國務大臣(岡野清濤君) 地方公務員の団体の結成とか、又団体交渉権とか何とかいふ議論もいろいろ出たのでございしますが、併し只今の日本の現状といたしましては、国家公務員法に準じて作つたこの法案でございますので、大体それに似たようなことにしておりますが、併しただ私どもが考えますのは、国家公務員法よりは幾分団体に對して有利なような趣旨で組み込んでおるわけでございます。それで御質問の趣旨が実はよく呑み込めませんのでございしますが、私といたしましては、將來本当の現業とか、又本当の公營企業を営んでおるといふ、行政面には余り關係のない者については、又別途に考慮しようと考えておりますので、一般の行政職員としましては、この程度のものが適當ではないかと、こう考えておるわけであります。

○堀眞琴君 団結権といへば、當然職員団体が自主的にそれに基づいて結成されることを意味するのでありまして、人事委員会がこれに對して、その結成について干渉するということは、結局その団体を御用化する結果になると思つてゐる。ですから私は団結権を認める以上は、その団体の結成については自主的に団体を結成させるという方向へ當局が持つて行くほうがむしろ適當ではないかという工合に考えるのであります。その点について質問申上げたのであります。その点を重ねて御答弁願ひたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 職員団体に關しまして、御指摘のごとく余りに多くのいろ／＼の制限を設けますということは、これは適當でないと存じます。この法案におきまして、その意

ら申しまして、極めて遺憾ではないか、むしろ団体交渉権をはつきり認め、書面による申合せではなくて、協約でも協定でもいいですが、そういうようなはつきりした言葉にしたほうが地方公務員法の趣旨から申しまして、又地方公務員の身分を、保障するといふ建前から申ししても、そのほうがより適當ではないかと思ひますが、その点について岡野閣僚大臣はどう考えられるか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡野閣僚大臣(岡野清澄君) お答え申し上げます。法の一貫した趣旨から申し上げますと、この職員団体というものは、地方公共団体と同等の關係に置くものではないと、こういうことを前提にいたしております。でございますが、併し公務員の勤務条件とか給料の値上とか何とかがいふことに対しては、これはやはり労働者として一番身近で、又一番大切なことでございまして、これに対する交渉はさせることがいふだうという考えから交渉権を認めたいわけでございます。でございますからそういう趣旨から申し上げますが、やはりこの五十五條の交渉権に、同時に書面による申合せをするといふことが妥當だろうと私考えます。

○岡野閣僚大臣(岡野清澄君) お答え申し上げます。職員団体を對等の立場に置かないといふ前提から出発されたといふことでありますが、そうすると職員団体というものは全く從屬的な立場に置かれる団体だと、こういう場合に政府のほうでは解釈されておるのでありますから、この点もう一度お尋ねいたしたいと思ひます。

○岡野閣僚大臣(岡野清澄君) お答え申し上げます。

ます。從屬的な立場といふことがいいか悪いかわかりませんが、公務員は全体の住民に對して奉仕しておる者、その意味におきまして私は公務員は全体の奉仕者であるという意味においては從屬的な立場だろうと思ひます。

○岡野閣僚大臣 全体に對して奉仕する、その意味においては全体に對して從屬しておる。それは私も決して反對してゐるわけにやないのです。全体に對しては地方公務員としては確かに從屬してゐるわけにやないです。併しいわゆる地方公共団体の長乃至は當局者、これが住民そのものだといふことにはならぬと思ふ。勿論住民によつて選挙され、住民の身分といふことも、或いは住民の權利を代行する機關ではあります。けれども、併しそれは代行するだけに過ぎないのであります。住民そのものではないといふことが考えられると思ふのであります。その点につきまして岡野閣僚大臣のお考えを願ひたいと思ひます。

○岡野閣僚大臣(岡野清澄君) お答え申し上げます。私の理念をいたしましては、公務員という者は全体に對する奉仕者、即ち住民に對する奉仕者である。そして公共団体の理事者、長といふ者はこれは住民を代表しておるものでございまして、やはり奉仕される住民、その代表である代表者といふことになれば、やはり間接的な從屬關係になるんじやないかと、こう考えております。

○岡野閣僚大臣 次に、この法律の適用範圍について、二質問申上げたいのであります。先ず第一に國家公務員法におきましては、たしか國家公務員

法の第一條か何かに國家公務員の規定が明白に出てゐるはずであります。憲法何條かに規定した……、國家公務員法の第一條の第二項に「この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に關する事務を掌理する基準を定めるものである」といふ場合に、この法律の對象であるところの國家公務員について明確な規定を設けてゐるのであります。ところがこの地方公務員法案におきましては、地方公務員に對して明確な規定をどこにも設けておらぬのであります。その点につきまして岡野閣僚大臣のお考えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 便宜から答へさせていただきますが、この國家公務員法におきまして、「第七十三條にいう官吏に關する事務」と申しますことは、要するに官吏といふ言葉を憲法と結びつけて引張つて來てゐるだけでございます。然らば官吏とは何ぞやといふことは、これはやはり直接には規定いたしておらぬのでございます。地方公務員法に關しましては、これは地方公務員と申しますれば、一般的には先ず地方公共団体の機關が任命する者であり、又地方公共団体の事務或いは地方公共団体の機關の處理する事務に從事してゐる者であり、又給與を地方公共団体から受ける者といふようなことによつて、おのづからこれは判定がつくものと考へておるわけでございます。従つて特に地方公務員とは何ぞやといふことにつきましての規定を設けなかつた次第であります。

○岡野閣僚大臣 法律の適用範圍を明確にするといふことは、その法律が遵守されることの一つの條件になるものだと思ふのです。國家公務員法の第一條と申すものは、官吏といふことをここに持つて來ただけであつて、官吏の内容については何ら説明しておらぬといふお話であります。併し一応官吏といふことで、我々は大体今政府委員の説明されたような内容のことを我々は耳にしてゐるのであります。ところが地方公務員法案におきましてはそういう簡條はどこにも書かれてゐないのであります。第一條、第二條、第三條と全然出ておらないのであります。地方公務員といふものがどういふものであるかといふことについて明確なや

はり界限を設けることが、この法の効力を確保するといふことに私はなると思ふのであります。その点について岡野閣僚大臣はどのように考へられるか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員につきましては、御指摘のように地方公務員とは何と何を、どういふものを言ふといふことを書きますのも一つの方法と存じますけれども、今先ほど申し上げましたような趣旨において地方公務員といふものが理解できます。ことに、すでにこれは一般の常識にもなつておるわけでありまして、私どももいたしましては、特にこの点に關しまして規定を設ける必要がないと、かように考へたのであります。

○岡野閣僚大臣 もう一つ適用範圍について、地方公務員法を設けるとするならば、私は一般行政事務を担当する地方公務員に關して、これを設けるべきであつて、その他の地方公共団体に雇用されてゐる職員に對しては本法案を適用しないといふことが適當であると思ふのであります。その点に關して

御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 行政職に從事してゐる者についてだけ地方公務員法を適用するといふのも、或るほど一つのお考えではございませうが、他面地方公共団体の機關が任命し、地方公共団体から給與を受けておる、又その経費をいたしてゐる者でございするならば、やはり地方自治なる建前から申しますと、それらの職員の民主的な能率的な行政の運営を保障いたしますような人事制度を打ち立てるというところは、やはり同様に必要であると思ふのでございまして、今申上げましたような性格から申しますと、即ち任命権の所在と、給與を受けてゐるという点から申しますと、行政職に從事いたしておる者も、いわゆる現業の職員につきましても特に差がないのでございまして、そういう面から申しますれば、これはやはり一般的な地方公務員法を作りまして、そういうような職員にも適用して行くといふことが一つの考へであると思ひます。ただ現業に従つたわけでは、別途にいろいろ政府としまして考へておるところがございするもので、その趣旨において、例えば労働基準監督の問題でございするとかいふ点を考へておられますし、又將來の問題としては、この点を特に國家公務員の現業職員と併せて考へて行きたいと、かように考へておるのであります。

○岡野閣僚大臣 最後にもう一つお伺ひたいのであります。この地方公務員法案は、地方公務員の身分を保障す

の自治というものを最も中立的にやつて行きたい。こういう意味から先ず第一に地方行政を円満に円滑に適正に行

わけですが、今度の短かい臨時国会の会期中に、強引にこれを審議し、結論を出してしまおうとする政府の態度と

五十二 二月二十日 【参覧完】

○国務大臣(岡野清濠君) お答え申上

又その次に強引にこれを拒否せんと
か何とかいうことは、我々政府の者とし
ては考えておりません。一旦国会に

方公務員法が制定されようとしておる段階でございますから、私はその点に

ついでいさか岡野国務大臣に、その理念を十分に把握し、そうして将来の理念の上に立つて正しくこの法律を運行して行かれる覚悟を持っておられるかどうかということに重大な関心を持つておられますので、以下私は数カ條御質問申し上げます。

先ず第一に、今度の地方公務員法は国家公務員法の場合と同様に、例えは政治的行為の制限であるとか、これは非常に同僚諸君からも種々な角度から論及されたようでございますが、更に又憲法の二十八條が指向するところの労働権の問題にいたしまして、成るほど団体結権というものは残されていたし、或いは団体交渉の権利があるかのごとく規定されてはおりますけれども、併しなごらたえどこのように形において団体結権が存置されたといはしても、罷業権の伴わないところの団体結権などというものは、法理論上真の意味におけるところの団体結権ではない。従つてそういう結果からすれば、憲法第二十八條はこの法案が制定されるということによつて蹂躪されるも同様だ。ところがこれに対してマツカサー書簡は次のように述べておられます。『さらに国家の公益を擁護するために政府職員に課せられた特別の制限があるという事実は、政府に對し常に政府職員の福祉ならびに利益のため十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめている。この理念は民主主義社会においては、完全に理解せられ実現せられているのである。その故にこそ公職が威厳と権威と永続性をそなえており、公職に就き得る機会が広く一般から好ましい特権として認められ、かつ求められてい

のである。』このうちで重要であると考へられることは、一方において特別の制限があるという事実に対しては、福祉の擁護或いは利益の保護という点について、政府がその保護の責任に任じなければならぬ、こういうことをこの書簡はその根本の考え方としてはっきりと述べておるのでございます。こういう制限のあるということに對して、一体制限を加えられない場合、つまり団体交渉権にいたしましては罷業権にいたしまして、乃至は憲法の保障するところの政治的行為の自由にいたしまして、一切を享受しておる場合、今設けられようとしておるこの地方公務員法によつて制限が設けられようとしており、設けられた場合におけるところのこれに対する福祉或いは利益、集約的に申上げますと、いろいろな福利厚生施設であるとか、或いは待遇、給與、こういう点について制限を加えられたものと加えられないものの場合には、一体どのような方法が講ぜられなければならないか。同様の待遇でよろしいか、それとも制限を加えるということの代償としてのより高い待遇というものが当然の結果として必要であるとお考えになるか、その点についての国務大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。その点につきましては、たびたび繰返し御答弁申し上げた次第でございます。併しもう一度詳しく政府当局として御説明申し上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御指摘の点でございますが、マツカサー書簡に只今お読みになりましたように、政府職員の福祉並びに利益を十分に保護するように他面において考えなければならぬということは、まさにその通りでございます。この地方公務員法案におきまして、その趣旨におきまして地方公務員の利益保護に関する各種の用意をいたしておるのであります。罷業権とか或いは労働法上のいわゆる調停、仲裁というやうな、そういう法規における団体交渉権、或いは団体協約の締結権という、労働法の体系における法規は、公務員の一面の性格でありますところの全体の奉仕者というやうな点からこれは取入れませんで、公務員法の体系において、それぞれ団体結権なり或いは交渉をする権利なりを認めただけでございます。憲法が保障しております団体結権なり、或いは殊に勤務条件に関する保障は、公務員法の体系の中においてこれは認めておるわけでございます。殊に労働基準に關しましては、これを適用する建前にいたしておりまして、ただ二、三地方公務員の性格と相反する点だけを排除しておるやうな次第でございます。なお地方公務員の待遇なり給與について、今のマツカサー書簡の趣旨にありまます利益保護という点をどういふふう規定しているかという点とでございますが、これはこの法案におきましては、地方公務員の給與が、同じやうな性格を持つておりまする国家公務員、或いは他の地方公共団体の公務員の給與と権衡を失しないやうにしなければならぬという趣旨を謳つております。又給與を定めまするに當りましては、固より地方公務員の給與並びに民間事業に従事いたしております者の給與、或いは生計費といったやうなものを十分考慮して給與を定め

なければならぬというふうにしております。こののみならず、給與につきましては地方議会の議決を経て定めるところの、條例を以つてこれは定めなければならぬという趣旨を明確にいたしております。要するに各地方において全住民の代表者である議会の議決を経た條例を基礎として給與が定められるやうにいたしておるわけでございまして、なおその他この法律にいたしましては、例えは職階制適用の原則でございますとか、給與に關する人事委の勧告権というやうな点も、国家公務員につきましても同様の趣旨において規定をいたしております。このやうな方法によつて公務員の利益保護ということに規定しておる次第でございます。

○千葉信君 私は非常に大事な根本的な問題だと思つたので、できるだけ岡野国務大臣の御答弁をお願いしたいのでございます。いろ／＼自治庁から御答弁はありましたけれども、今回の地方公務員法を見まして、これはやはり国家公務員法と殆ど同様で、むしろ同様だというよりも、これはあとで御質問申し上げますけれども、一応私どもが見るところでは、国家公務員法よりもより多く利益の保護という趣旨から人事委員会であるとか、或いは公平委員会とか、こういうものを設けるにいたしまして、国家公務員法における場合の人事院自体も、人事院の権限というものは何か焦点がぼやけて、非常に権限が稀薄になつておる。こういう感銘を受けているわけでございしますが、従つて私ども国家公務員法において集中的に公務員の利益を擁護するやう立場において人事院のいわゆる権限なり或いはその権限の行使の條件なりに相当重大な関心を持ちながら、この法案を審議しなければならぬ。こういうふうな考へておるわけでございしますが、一体現在のこの法案に、只今申上げたやうな点で関連いたしまする国家公務員法におけるところのいわゆる人事院の、公務員の利益の擁護という立場が如何に守られておるか、それから又政府自体がこの国家公務員法によるところの人事院の勧告をどの程度入れておるか、どうか、こういう点については、これは論議の必要もないと思つたが、こういう形において果して国家公務員の現在の利益の擁護ということが、こういうマツカサーの書簡に謳われておるところの制限を加えた場合の利益の保護、こういうことが行われているとお考えになつておられるかどうか、その点御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。国家公務員法における人事院が、公務員の利益を保護するという建前をそのまま移して、地方公務員においてもとつておる次第でございます。ただ問題は、御承知の通りに地方の公共団体と申しますものは一万幾らでございます。非常に多い、並びに性質の異つたやうな団体があります。それを總括的にいたしますものでは、非常に常にはやけたように思召すと存じますけれども、一番大事なことだけは抑えております。そうしてあとは自治の精神によつて、地方団体が條例又は規則によつて適当にこれをやつて行く、こういうふうな考へております。決して公務員の利益を保護しないやうな、若しくは中央の公務員法における人事院規則のごときやかましいことは

しておりません。これは結局不足するところは地方の自治に任ず、同時に実情に合った情勢に人事委を運用して行く、こういうような狙いでやつておる次第であります。

○千葉信君 私の御質問申上げる要點に答へられておらないようでございしますが、国家公務員法に基くところのいわゆる人事院の勧告であるとか、或いはそれに原因するところの政府の公務員に対する待遇というものが、これがこの理念に盛られておるよう、制限を加えられた場合の保護の責任ということを政府が十分にとつておられるかどうか、申上げるまでもなく諸外国の場合等におきまして、同様に公務員に対しては或る程度の制限が加えられております。併し制限があつても、いささかも混乱、紛争を起さないように、それ、適當な保護が行われておる。例えば具体的に申上げますと、一般公務員、国家公務員等の場合には、一般の労働者よりも遙かに高い水準にある。ところが遺憾ながら現在の日本におきましては、一般職に関する限り民間の労働賃金が九千七百円水準にある、これは大蔵大臣の言明に徴しても明らかでございます。ところが今度の人事院の勧告に対する政府案を見ますと、やつと八千円程度に抑えようとしておる。こういうことが先ほど読みましたマツカサー書簡によるところの、制限を加えた場合の保護ということとを政府の責任とはつきり規定してあるにかかわらず、政府はその保護の責任を果しておらないのではないかと。この点について岡野国務大臣は果しておるとお考えになるかどうか、その点を私は御答弁をお願いしておるのでござ

います。

○国務大臣(岡野清藏君) お答え申上げます。只今の問題は国家公務員の問題だと思ひますが、これは御承知でもございまいし、人事院は独立してそういうような勧告をし得ますけれども、併しながら一面又日本の財政の事情というものに会わせて物事を運んで行かなければなりませんから、人事院勧告をそのまま受入れなかつたということは、一にかかつて日本の財政基礎に關することでございます。この財政基礎の如何によりまして十分なる待遇がでないということも甚だ遺憾ではございしますが、止むを得ないことでございします。

○千葉信君 そういたしますと、待遇をよくしないということ、財政上の理由によるということについては一応納得するといつたとしても、一体それで制限を加えたということの裏付けがどこに求められるか。そうならば逆になつて、そういう財政上の理由によつて正当な待遇がでないから、これはやはり或る程度その公務員に対する制限というものを緩和する必要がある論上起つては来はしないか、こういう点については大臣はどうお考えでござい

ますか。

○国務大臣(岡野清藏君) どうもちよつと……。

○政府委員(鈴木俊一君) 給與には十分でない半面の、何といひますか、ギブ・アンド・テイクというやうな形で、給與が十分でなければ制限を緩かにしたらいよいよやないかという御議論のようでございますが、これは一つの御議論ではございしますが、決して地方公務員法案が制限をせんがために

制限をしておるわけではないわけでございます。まして、飽くまでも全体の住民に対する奉仕者であるという趣旨を貫かんとする一連の理由から、このような或いは制限を加えるやうなところがあろうかと存じますので、これは憲法も又公務員の性格を、全体の奉仕者というところで規定いたしておるわけであり

ます。その趣旨からいたしますところの若干の規定がございしますことは、これは止むを得ない結果でございします。

○千葉信君 岡野国務大臣は、私の質問申上げおることはわからないとおつしやいますけれども、一体どういふ点がおわかりにならないのか。私が今申上げておることは、これは單に今度の地方公務員法の制定の問題を考えた場合は或いはわからないかも知れませんが、御答弁がございましたように、地方公務員法が制定せられるということになりまして、これはやはりあらゆる角

度において国家公務員と同様の措置が講ぜられる。勿論従来から申しまして、地方自治法に基づく地方職員法が、国家公務員法とできるだけ同等の水準において待遇するといふことになつておるやうでございしますが、従つてこのやういふ国家公務員法、或いは今度重ねて地方公務員法が制定せられるといふことになりまして、今申上げたやうにこの公務員諸君に、地方、国家と限らずこの公務員諸君に加えられるところの制限といたものが、結局この待遇そのものを裏付けとするものでなければ、政府の責任とはつきりマ書簡にも謳われておるやうな責任を果すのでなければ……、只今御答弁によりまして

と、これは決して制限ではないと言われるけれども、数日來論議されておる点からいひましても、政治的活動の自由、或いは罷免権の獲得、こういう問題についても明らかに制限が行われようとしておる。そしてその制限を加えるだけの代償として、或いは又それの救済の措置として国家公務員法における人事院と同様の規定が設けられておる、ところが国家公務員法におけるところの人事院が十分にその職責を果しておらないし、政府又この人事院の勧告に対しても常に躊躇するやうな態度をとつておる。そして公務員の待遇が適正に行われておらないというところになりますと、私どもは地方公務員諸君の将来にとつて非常に重要な問題でございします。政府としてはこの点についてどういふふうに考へておるか、その点を私は御質問申上げておるわけでございます。

○国務大臣(岡野清藏君) よくわかりました。御説はとにかく給與が十分でないにかかわらず、こういう制限をすることがおかしいのじやないか、こういうやうな御質問のやうにとれますが、今国家公務員は人事院というものがあつて、それによつて公務員のいろ／＼給與のことなども勧告せられ、そして政府がどうも財政の都合上十分な人事院の勧告に従ふことができません、こういうことは先ほど申上げましたやうに、中央の財政事情が許さないからどうしてもいけない、こういうことでございします。ところがこれが若し地方の公務員でございしますと、まあ東京とか大阪というやうな大きな所になりますれば、国家公務員と同じよ

うにわけのわからんことになるかも知れませんが、大体において地方の小さい世帯でございしますと、恐らく公務員諸君も自分のところの団体はどのくらいな収入があるか、又どのくらいな平衡交付金をもらえるか、又どのくらいな起債をできるかというところがわかりまして、そして問題ははつきりとして来る次第でございします。でございしますから、恐らく中央に勤めておられますところの公務員が、政府には金がない金がないと言つけれども、こんなにあるじやないか、ああいうふうにあるじやないかと、大きな財政の中で、而もその財政がそれ／＼国家のために必要な支出があるということがはつきりと素人目にはわからないで、金があるけれども出してくれぬというところに問題が起すけれども、併し地方のものになりましたら、そういう世帯が小さくなりまして、はつきりしますから、その点において私は中央の官吏が政府に対して非常にやかましく言われるよりは、地方の官吏のほうがもつとよくわかりやすく、成るほど我々はこう／＼いふ要求を出すけれども、この財政では行かないだらうといふことがわかり得る機会が多いと思ひますから、その意味におきまして、私はこの公務員法に掲げておりますやうな程度の保護規定で納得の行くやうな保障ができて進んで行くのではないかと、こう私は考えます。

○千葉信君 まああなたも言われるやうに、スムーズな形に行けば、私はちつとも心配しないのでありますが、今の国家公務員法の実績から見ても夢の又夢であります。殊に今度のこの地方

公務員法におきまして、国家公務員法の第三條とこの法案の第八條とが対比されるかと思いますが、この場合にも人事院の権限というものと今度の人事委員会の権限というものが非常にずれて来ておる。人事院は国家公務員法の実施の責任を全面的に負つておられるけれども、今度の地方公務員法案はその点が明確に規定されておられない。この点に對する大臣の御見解、それから又国家公務員法におけるところの第二十八條の勧告の問題と、本法におけるところの第二十六條の問題、この点については、人事院の勧告は情勢適応の原則に従つて随時これを勧告しなければならぬ。国会も又政府と同様に、政府も国会もこれに對して十分の考慮をして決定をしなければならぬ。そうして又一年に一回は政府と国会に對して状況を報告すると同時に、五分以上の変動があつた場合にはこれに對して勧告をしなければならぬ。こうなつておきますけれども、本法によりますると、報告の時期を一年に一回勧告することができるとある。しなければならぬという言葉をすることができるとある。この言葉には、日本人の感覚からいつて明らかに強弱の相違がある。どうしてこういふような差をつけたか。この点に對しての大臣の御見解を承わります。

○國務大臣(岡野清藏君) 第一点といひましては、これはやはり表現は違つておりますけれども、實質は同じこととでございます。それから第二点につきましては、しなければならぬというのと、それからできるということとでございますから、これはやはり地方に

おける自主権を認めまして、そうしてできるならば地方公共団体がおの／＼自分の自由裁量によつてやる。若しこれが必要であるならば條例を以てこれをするにすればいいように私は考えます。

○千葉信君 今後の問題としていろいろ地方公務員の給與の問題、厚生福利の施設等は非常に重要でございますけれども、私は一応この法案を審議するに當つては現在の地方公務員の待遇水準といふものがどういふ形にあるかといふことが、この法案の審議の上に非常に参考にもなるし、又或る程度この法案の審議の上に影響を持つものだと思います。そういう考え方を以てしまして、実は連合委員会の傍聴におきまして地方公務員の待遇のあり方といふことと、国家公務員の現在の待遇水準といふものとの比較の私は資料を御提出願つたのでございます。ところがそれに対して地方自治庁のほうから出て参りました資料を見ますと、誠に不誠意極まる、インチキ極まる資料を平気で出して來られた。現状の比較表だといふ賃金ベースの数字といふのは、昭和二十四年の一月一日の資料を出して來られた。そして現状だと名乗つていて、一般職の政府職員の賃金ベースの点につきましては、どこからこの数字が出たか疑わざるを得ない。一体現在の国家公務員の賃金ベースのこの数字はいつに基礎を求められて比較されたか、この点を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 政府委員から答へ申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは地方職員の給與に関する調を差上げたので

ございます。御承知のように地方の公務員は一万数百の団体に勤務しておるわけでございます。地方財政平衡交付金の財政需要の算定等につきましても、御承知のごとく非常に苦勞しておるわけでありませう。殊に給與の実態の問題になつて参りますと、いよ／＼この調査といふものは非常にむづかしくございまして、報告をお願いいたしたしても、なか／＼その期限通りに参りませんし、又その定められましたような様式による報告が必ずしも参らないのであります。そこでいろいろ資料としてはとるべきものがあるわけでございますが、最も最近において最も確実と考えられるものを差上げたわけでございます。お手許に差上げたものは地方職員給與調は二十四年の十月の調でございます。そういうような意味において御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 只今の御答弁では二十四年の十月の調だということになつておりますが、遺憾ながら只今の提出せられておる資料によりますと、その数字が二十四年の一月一日の数字と符節を合せておられますが、これはどういふこととございませうか。それから成るほど、全体の計数といふことはなか／＼集計困難であるといふことはわかるのでありますけれども、それならそれで正直に、そういう点についてこの資料に説明を加えて御提出願ひたかつた。よく見て初めてわかつたのでございませうが、大体この調べております、昭和二十四年の一月一日の調査といふものも、成るほど地方公務員の全体の数字といふのは計上されてお

るし、更にその平均の賃金が計上されておりますけれども、この人員の点は何ら調査したという数字ではなくして、ただ単にそれだけという数字に過ぎない。そしてその末端のほうに、実際に元の調はどういうところから調べたかといふと、ここに書いてあるのによりまして、二十四年の一月現在により地方の事務部局の職員についてだけ調べた。こういう数字が私どもの参考にならないことは明らかである。これはもう當然その水準といふのはぐんと上つた形において結論が出て來るといふことは誰が考えてもこれは明らかでございます。それから又もう一つは、国家公務員の現在におけるところの給與水準といふのは六千三百二十一円、大蔵省の本年六月一日の調によりまして、同種の給與全体を集計した場合の平均が六千五百五十六円、大蔵省の発表しておりますのと、なぜ自治庁の発表した数字がどういふふうになるのか、この点について御答弁を承わりたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 資料の点について、御不満の点があるうと存じますが、その点私も大要恐縮に存じておりますけれども、何分給與に關しまして現在何といふますか、法的に地方からこれを提出いたして頂きます根拠がございせん。ございせんが、特に地方の厚意に依頼いたしまして、私もどういふ調査をいたしておるのでございますけれども、都道府県に關しましては割合に数も少くございまして、事務職員も比較的揃つておりますから、割合にとりやすいのでございませうが、市町村の点に至りますと、これは非常に困難でござ

います。殊に公務員の職與に關しまして、だん／＼と終戦後やましくなつて來たわけでございますが、どうもいふ／＼の本当の給與の実態の調といふものが、私も給與実態調査というやうなものを一昨年いたしました。いたしましては、何と申しましたもこれは抽出的な調査しかできませんので、全体の調査をいたしますということになりまして、やはり国勢調査というやうなそのくらの大きな、大掛りな方式で相当多額の経費を出しませんと相整いませぬのであります。そういう機会を私どもも持たたいと思つておりますが、何分現在の状況におきましては、この程度のことしかできなかつたのでございまして、この点は十分一つ御了承を頂きたいと思つております。

なお大蔵省の数字と地方自治庁が発表いたしました数字とが食い違ひがあるといふこととございませうが、大蔵省におきましては、恐らく大蔵省の財務部の系統によつて調査をいたしましたものをもちになつておられるのじやないかと思ひますが、地方自治庁におきましては、地方自治庁自体が地方公務員について調べたものの、或いは地方財政委員会が調べたものを利用いたしております。なお国家公務員に對しての数字は、地方自治庁は人事院の数字をとつておる次第であります。

○原虎一君 前以て政府委員の出席をお願いして置きますが、労働大臣、それから法務府関係のかたをできるだけお呼び願ひたいと思ひます。

先ず第一に岡野國務大臣にお尋ねいたしますが、先ほど他の委員からの質問に對して、この法案の緊急性について御説明があつた。それを承わります

○國務大臣(岡野清藏君) 第一点といひましては、これはやはり表現は違つておりますけれども、實質は同じこととでございます。それから第二点につきましては、しなければならぬというのと、それからできるということとでございますから、これはやはり地方に

おける自主権を認めまして、そうしてできるならば地方公共団体がおの／＼自分の自由裁量によつてやる。若しこれが必要であるならば條例を以てこれをするにすればいいように私は考えます。

○千葉信君 今後の問題としていろいろ地方公務員の給與の問題、厚生福利の施設等は非常に重要でございますけれども、私は一応この法案を審議するに當つては現在の地方公務員の待遇水準といふものがどういふ形にあるかといふことが、この法案の審議の上に非常に参考にもなるし、又或る程度この法案の審議の上に影響を持つものだと思います。そういう考え方を以てしまして、実は連合委員会の傍聴におきまして地方公務員の待遇のあり方といふことと、国家公務員の現在の待遇水準といふものとの比較の私は資料を御提出願つたのでございます。ところがそれに対して地方自治庁のほうから出て参りました資料を見ますと、誠に不誠意極まる、インチキ極まる資料を平気で出して來られた。現状の比較表だといふ賃金ベースの数字といふのは、昭和二十四年の一月一日の資料を出して來られた。そして現状だと名乗つていて、一般職の政府職員の賃金ベースの点につきましては、どこからこの数字が出たか疑わざるを得ない。一体現在の国家公務員の賃金ベースのこの数字はいつに基礎を求められて比較されたか、この点を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 政府委員から答へ申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは地方職員の給與に関する調を差上げたので

ございます。御承知のように地方の公務員は一万数百の団体に勤務しておるわけでございます。地方財政平衡交付金の財政需要の算定等につきましても、御承知のごとく非常に苦勞しておるわけでありませう。殊に給與の実態の問題になつて参りますと、いよ／＼この調査といふものは非常にむづかしくございまして、報告をお願いいたしたしても、なか／＼その期限通りに参りませんし、又その定められましたような様式による報告が必ずしも参らないのであります。そこでいろいろ資料としてはとるべきものがあるわけでございますが、最も最近において最も確実と考えられるものを差上げたわけでございます。お手許に差上げたものは地方職員給與調は二十四年の十月の調でございます。そういうような意味において御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 只今の御答弁では二十四年の十月の調だということになつておりますが、遺憾ながら只今の提出せられておる資料によりますと、その数字が二十四年の一月一日の数字と符節を合せておられますが、これはどういふこととございませうか。それから成るほど、全体の計数といふことはなか／＼集計困難であるといふことはわかるのでありますけれども、それならそれで正直に、そういう点についてこの資料に説明を加えて御提出願ひたかつた。よく見て初めてわかつたのでございませうが、大体この調べております、昭和二十四年の一月一日の調査といふものも、成るほど地方公務員の全体の数字といふのは計上されてお

るし、更にその平均の賃金が計上されておりますけれども、この人員の点は何ら調査したという数字ではなくして、ただ単にそれだけという数字に過ぎない。そしてその末端のほうに、実際に元の調はどういうところから調べたかといふと、ここに書いてあるのによりまして、二十四年の一月現在により地方の事務部局の職員についてだけ調べた。こういう数字が私どもの参考にならないことは明らかである。これはもう當然その水準といふのはぐんと上つた形において結論が出て來るといふことは誰が考えてもこれは明らかでございます。それから又もう一つは、国家公務員の現在におけるところの給與水準といふのは六千三百二十一円、大蔵省の本年六月一日の調によりまして、同種の給與全体を集計した場合の平均が六千五百五十六円、大蔵省の発表しておりますのと、なぜ自治庁の発表した数字がどういふふうになるのか、この点について御答弁を承わりたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 資料の点について、御不満の点があるうと存じますが、その点私も大要恐縮に存じておりますけれども、何分給與に關しまして現在何といふますか、法的に地方からこれを提出いたして頂きます根拠がございせん。ございせんが、特に地方の厚意に依頼いたしまして、私もどういふ調査をいたしておるのでございますけれども、都道府県に關しましては割合に数も少くございまして、事務職員も比較的揃つておりますから、割合にとりやすいのでございませうが、市町村の点に至りますと、これは非常に困難でござ

います。殊に公務員の職與に關しまして、だん／＼と終戦後やましくなつて來たわけでございますが、どうもいふ／＼の本当の給與の実態の調といふものが、私も給與実態調査というやうなものを一昨年いたしました。いたしましては、何と申しましたもこれは抽出的な調査しかできませんので、全体の調査をいたしますということになりまして、やはり国勢調査というやうなそのくらの大きな、大掛りな方式で相当多額の経費を出しませんと相整いませぬのであります。そういう機会を私どもも持たたいと思つておりますが、何分現在の状況におきましては、この程度のことしかできなかつたのでございまして、この点は十分一つ御了承を頂きたいと思つております。

なお大蔵省の数字と地方自治庁が発表いたしました数字とが食い違ひがあるといふこととございませうが、大蔵省におきましては、恐らく大蔵省の財務部の系統によつて調査をいたしましたものをもちになつておられるのじやないかと思ひますが、地方自治庁におきましては、地方自治庁自体が地方公務員について調べたものの、或いは地方財政委員会が調べたものを利用いたしております。なお国家公務員に對しての数字は、地方自治庁は人事院の数字をとつておる次第であります。

○原虎一君 前以て政府委員の出席をお願いして置きますが、労働大臣、それから法務府関係のかたをできるだけお呼び願ひたいと思ひます。

先ず第一に岡野國務大臣にお尋ねいたしますが、先ほど他の委員からの質問に對して、この法案の緊急性について御説明があつた。それを承わります

○國務大臣(岡野清藏君) 第一点といひましては、これはやはり表現は違つておりますけれども、實質は同じこととでございます。それから第二点につきましては、しなければならぬというのと、それからできるということとでございますから、これはやはり地方に

おける自主権を認めまして、そうしてできるならば地方公共団体がおの／＼自分の自由裁量によつてやる。若しこれが必要であるならば條例を以てこれをするにすればいいように私は考えます。

○千葉信君 今後の問題としていろいろ地方公務員の給與の問題、厚生福利の施設等は非常に重要でございますけれども、私は一応この法案を審議するに當つては現在の地方公務員の待遇水準といふものがどういふ形にあるかといふことが、この法案の審議の上に非常に参考にもなるし、又或る程度この法案の審議の上に影響を持つものだと思います。そういう考え方を以てしまして、実は連合委員会の傍聴におきまして地方公務員の待遇のあり方といふことと、国家公務員の現在の待遇水準といふものとの比較の私は資料を御提出願つたのでございます。ところがそれに対して地方自治庁のほうから出て参りました資料を見ますと、誠に不誠意極まる、インチキ極まる資料を平気で出して來られた。現状の比較表だといふ賃金ベースの数字といふのは、昭和二十四年の一月一日の資料を出して來られた。そして現状だと名乗つていて、一般職の政府職員の賃金ベースの点につきましては、どこからこの数字が出たか疑わざるを得ない。一体現在の国家公務員の賃金ベースのこの数字はいつに基礎を求められて比較されたか、この点を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 政府委員から答へ申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは地方職員の給與に関する調を差上げたので

ございます。御承知のように地方の公務員は一万数百の団体に勤務しておるわけでございます。地方財政平衡交付金の財政需要の算定等につきましても、御承知のごとく非常に苦勞しておるわけでありませう。殊に給與の実態の問題になつて参りますと、いよ／＼この調査といふものは非常にむづかしくございまして、報告をお願いいたしたしても、なか／＼その期限通りに参りませんし、又その定められましたような様式による報告が必ずしも参らないのであります。そこでいろいろ資料としてはとるべきものがあるわけでございますが、最も最近において最も確実と考えられるものを差上げたわけでございます。お手許に差上げたものは地方職員給與調は二十四年の十月の調でございます。そういうような意味において御了承願ひたいと思ひます。

なお大蔵省の数字と地方自治庁が発表いたしました数字とが食い違ひがあるといふこととございませうが、大蔵省におきましては、恐らく大蔵省の財務部の系統によつて調査をいたしましたものをもちになつておられるのじやないかと思ひますが、地方自治庁におきましては、地方自治庁自体が地方公務員について調べたものの、或いは地方財政委員会が調べたものを利用いたしております。なお国家公務員に對しての数字は、地方自治庁は人事院の数字をとつておる次第であります。

○原虎一君 前以て政府委員の出席をお願いして置きますが、労働大臣、それから法務府関係のかたをできるだけお呼び願ひたいと思ひます。

先ず第一に岡野國務大臣にお尋ねいたしますが、先ほど他の委員からの質問に對して、この法案の緊急性について御説明があつた。それを承わります

○國務大臣(岡野清藏君) 第一点といひましては、これはやはり表現は違つておりますけれども、實質は同じこととでございます。それから第二点につきましては、しなければならぬというのと、それからできるということとでございますから、これはやはり地方に

おける自主権を認めまして、そうしてできるならば地方公共団体がおの／＼自分の自由裁量によつてやる。若しこれが必要であるならば條例を以てこれをするにすればいいように私は考えます。

○千葉信君 今後の問題としていろいろ地方公務員の給與の問題、厚生福利の施設等は非常に重要でございますけれども、私は一応この法案を審議するに當つては現在の地方公務員の待遇水準といふものがどういふ形にあるかといふことが、この法案の審議の上に非常に参考にもなるし、又或る程度この法案の審議の上に影響を持つものだと思います。そういう考え方を以てしまして、実は連合委員会の傍聴におきまして地方公務員の待遇のあり方といふことと、国家公務員の現在の待遇水準といふものとの比較の私は資料を御提出願つたのでございます。ところがそれに対して地方自治庁のほうから出て参りました資料を見ますと、誠に不誠意極まる、インチキ極まる資料を平気で出して來られた。現状の比較表だといふ賃金ベースの数字といふのは、昭和二十四年の一月一日の資料を出して來られた。そして現状だと名乗つていて、一般職の政府職員の賃金ベースの点につきましては、どこからこの数字が出たか疑わざるを得ない。一体現在の国家公務員の賃金ベースのこの数字はいつに基礎を求められて比較されたか、この点を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 政府委員から答へ申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは地方職員の給與に関する調を差上げたので

ございます。御承知のように地方の公務員は一万数百の団体に勤務しておるわけでございます。地方財政平衡交付金の財政需要の算定等につきましても、御承知のごとく非常に苦勞しておるわけでありませう。殊に給與の実態の問題になつて参りますと、いよ／＼この調査といふものは非常にむづかしくございまして、報告をお願いいたしたしても、なか／＼その期限通りに参りませんし、又その定められましたような様式による報告が必ずしも参らないのであります。そこでいろいろ資料としてはとるべきものがあるわけでございますが、最も最近において最も確実と考えられるものを差上げたわけでございます。お手許に差上げたものは地方職員給與調は二十四年の十月の調でございます。そういうような意味において御了承願ひたいと思ひます。

なお大蔵省の数字と地方自治庁が発表いたしました数字とが食い違ひがあるといふこととございませうが、大蔵省におきましては、恐らく大蔵省の財務部の系統によつて調査をいたしましたものをもちになつておられるのじやないかと思ひますが、地方自治庁におきましては、地方自治庁自体が地方公務員について調べたものの、或いは地方財政委員会が調べたものを利用いたしております。なお国家公務員に對しての数字は、地方自治庁は人事院の数字をとつておる次第であります。

と、二十三年の十二月に作らなければならなかつたこの法律が、今日までできていない、であるからこの国会において制定されることを希望するという御希望であつたのであります。法律を尊重する意味でというお言葉もありましたが、法律を尊重されるという言葉を聞いて甚だ意を強くしたのであります。吉田総理の下に岡野國務大臣が法律を尊重しなければならんというお言葉が出ることは我々大いに意を強くするところで、国会開会中においても国会の議を経なければならぬ当然な案件をボツダム政令によつてやられる、果して憲法を尊重する意思がありやいなや疑わざるを得ない。その総理の下におられる岡野國務大臣が、地方公務員法だけは法律を尊重して早くやりたい。誠に御勝手な御意見ではないかと言わざるを得ないのであります。先ず法律を尊重されるならば、『本論』と呼ぶ者あり。総理から十分に法律を尊重されるように、憲法を尊重されるように（大きなことを言うな）「本論をやれ」と呼ぶ者あり。お考え願ひたい。委員長、質問者以外の発言を許しておると混乱しても知りませんぞ。

○委員長代理（堀末治君） 静粛に願ひます。

○原虎一君 そこで（委員長、議場整理をしないと）と呼ぶ者あり。この法律の制定をしなければならぬということとは、今、岡野大臣が言われますように、法律を尊重して制定する、それ以外に何らの理由がないのであります。それだけを先ずお伺ひしたいと思います。

○國務大臣（岡野清麿君） この公務員法案が出されなければならぬ、又早

よつて保護される点を、要点を御説明を、対比して御説明を願いたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清藏君) 一切承りました。詳しく政府委員から御答弁いたさせます。

○政府委員(鈴木俊一君) 政令二百一十号と地方公務員法案の差違の主要な点を申し上げます。政令二百一十号におきましては、御承知のように只今大臣から申し上げましたごとく不当労働行為によりまする場合以外におきましては、例えば懲戒免職をせられたとかいふような場合におきまして、地労委に提出して参りますことは勿論できませんし、又事後におきまして地方団体の何らかの機関がこれを審査するというような方法が全然ないわけでございますが、この地方公務員法案によりますと、不利益処分審査という形におきまして、そういう例えは懲戒免職されましたような場合におきましても、事後これを審査をし、場合によれば懲戒処分を取消す、或いは原状回復のためのいふ指示をするというふうなことが出来るわけでありまして、そういう意味の利益保障が政令二百一十号にはないという点が、この地方公務員法案と変わつておる大きな点の一つであります。なお附随的に幾つか申し上げますれば、例えば当局と交渉をいたします場合におきまして、書面による申合せを結ぶことが出来るという点でございますが、この点も法律の上にはつきり確認をいたしておるという点において、政令二百一十号よりも地方公務員法案のほうが公務員の利益を保護するに適切である、かように考えておるのでございます。大体主なる点と申

しますれば以上のような点であると思ひますが、更に附言をいたしますれば、例えば勤務条件に關しまして、給与とかそういうものに關しまして積極的に一つ給與の状況を改善して貰いたい、こういう行政措置を当局に要求をいたしますことは、この政令二百一十号並びに現状におきましては、何ら法的保障がないのでございまして、この法の保障におきましては、そのような場合におきましても行政措置の審査の請求をいたしまして、正式に人事委員会にこれを提出しまして、人事委員会がこれを審査をする。自分でやることは自分でやる、他の機関がやるべきことについては勧告するというような措置を講じておきまして、要するに積極的並びに消極的な両面から利益保護を図ることをこの法案は考えております。この点が政令二百一十号との差違の主要なる点であります。

○原虎一君 大要利益があるように當局はお考えになつておられるようであるが、私は今の御説明では利益はないと申しますが、そのためにこの法律ができてどれだけの効果があるかというところは、これから又質問申し上げます。この法律によりますと、人事委員会若しくは公平委員会によつて審議決定されるという程度のものだと思いますが、それ以上何か利益がありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 人事委員会によつて決定されるということでございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたように、例えば解雇等につきましてこれを取消すとか、或いは元に通つて解雇された時代からそ

れが取消された時代までの間の給与を支拂うとか、原状回復の指示を人事委員会がするようになつておりますが、その指示に若し任命権者が従わないというふうな場合におきましては、これ又刑罰を課せられるというふうなことによつて、利益保障を厚くいたしておるのであります。

○原虎一君 人事委員会の勧告を聞かなかつた場合というのは、不当労働行為の範囲でありまして、この法律の制定の骨子と申しますものは、一方に団体交渉のとき憲法で認められておるところの人権といふものを剝奪する代りに、労働条件といふものを人事委員会或いは公平委員会によつて審議され、その勧告によつて改善されて行くところにあると思ふのです。そこでこの労働条件、勤務条件、或いは給与に關する問題については利益はどの程度ありましようか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は先ほど千葉さんの御指摘になりました問題と關連いたしておるわけでございまして、最も基本的な問題として給与の点を考えますと、給与は生計費なり、或いは国なり他の地方公共団体の職員との給与、或いは民間の従業者の給与といふようなことを考慮して定めなければならぬ。或いは国なり他の地方公共団体の公務員の給与と権衡を失しないようにしなければならぬというふうな意味の配慮を規定しております。更に情勢適応の原則並びに給與に關しましての人事委員会の勧告権を決定しておるわけでございまして、こういうようなことによりまして、給與につきましても条件の改善が可能であらうと存じます。なお先に申し上げました給與

をベース・アップしてくれというようにな一つの要求をいたしまして、それに基いて今の勧告をするというふうなことが、他面書面による申合を結ぶときにおける交渉を認めることと相待ちまして、地方公務員の給與に關しましては現状よりはこれは遙かに各種の手段による保障が可能になつて来ると思ひます。

○原虎一君 公務員の利益の問題については、今御説明があつた程度だと思ひますが、ところが最も国民生活の上に希望を抱かせるものといふゆる政治活動といふものを禁止してしまふわけでありまして、今日地方公務員の中に給與に關するいふような改善の要求は当然あります。と申しますのは今政府委員が説明をされましたように、人事院の勧告が本當に尊重されて今日まで来ていない。幾度か人事院が政府に向つて国家公務員の給與の改善を勧告いたしまして、今日まで放任されておる。だから今政府委員が説明されるようなことによつて、果して自分たちの給與が人事院の勧告若しくは公平委員会の勧告通りになされるかどうかというところについては大なる疑問を持つておる。一方政府がこの法律を制定することによつて、公務員の希望を充たす途を開くといふことを大きく取上げておられますけれども、その途を開くといふことが、今説明をいたしましたこと

と大きな希望を抱かせ得ない状態で、一方国民の生活に必要な政治活動といふものが、制限されてしまふ、一体これが国民にとつて、或いは地方公務員にとつてプラスになるであらうまいか。その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 給與につきまして各種の公務員の意見を表明する途、交渉する途を開きまして、又人事委員会に對していろいろのことを要求いたしまして、そういうふうな方法で給與の改善を図る方式を考えておるわけでございますが、それによつて果して給與の改善ができるかどうかというところについての御心配は御尤もであります。この地方の財源が確保せられますならば、このような方式によりまして地方公務員の給與は極めて円滑に且つ適正に維持せられるであらうというところを期待しておるのでございまして、何分にも現在の地方財政は、まだこれが確立するという段階には至つておりませんので、従つてそのような事態の下におきましては、或いはすべての状態が満足されるということには相成らんかと思ひます。これは私ども甚だ遺憾とは存じておりますけれども、やはりこのような公正なる一つの途を開きまして、少しでも給與の改善が可能であるようにいたしますことは、このような状況の下におきましてもなお十分理由があることであると存じます。これは又大いに今後考へて行かなければならないと私も考へておるのであります。

○原虎一君 労働大臣は見えておりますか。

○委員長代理(堀末治君) いいえ。

○原虎一君 それではその前に岡野国務大臣に確認をして置いて頂きたいと思ひますが、只今まで鈴木政府委員が説明いたしましたことは、大臣もその点について御異論はない、全部御承認なさいますか。

○國務大臣(岡野清孝) お答え申上げます。政府委員と私は一心同体でありまして、政府委員が申上げましたことは私の足りないことを補足し、同時に詳しく説明申上げたことでありますので、政府委員の申上げましたことにつきましては同感でございますし、責任を負います。

○原虎一君 労働大臣見えましたか。

○委員長代理(堀末治君) 今見えます。

○原虎一君 それでは労働大臣が見えますまでには何かのほうをお伺いいたします。その前に……。

○委員長代理(堀末治君) 法制意見長官が見えておりますが、如何ですか。

○原虎一君 部分的にのみは行きませうので、暫くお待ち願いたいと思うのですが、條章を突いて行くときに御意見を伺つてお答え願いたい、御了承願いたいと思うのです。

○委員長代理(堀末治君) 岡野國務大臣に……。

○原虎一君 それでは委員長に前以てお断りいたしますが、御承知のようにこの連合委員会では、一般的質問が終りますれば、その主査であるところの人事委員会が條章に亘つて質疑応答をされ、最後に討論をされるのでありますから、その機会に我々労働委員が出席できれば別でありますから、大体或る程度まで條章を追つて政府の見解を質して置きたいと思ひます。あらかじめ御了解を願つて置きたいと思ひます。

○原虎一君 第一に地方公務員の範囲であります。これは大体明確に出ておるようでありまして、ここに問題は、四

頁、五頁、六頁に亘りますこの地方公務員というものの範囲の中に、單純労働者、地方公共団体の單純労働者をやはり特別に扱うか、一般職としてこれに入れられるかという問題であります。政府當局も御存じだと思ひますが、例えば東京都のごときは公園におけるところの掃除をする、或いは道路を掃除する、或いは汚物の運搬に當る、いろいろのこういう單純労働者の諸君を、地方行政の事務、行政事務を扱う者と同様に律するということは不都合ではないか、これに対して政府はやはり一般職として同一に扱う御意思であるかどうか。又そういうふうな條文はなつておるやうに伺ひますが、この点に対する御見解をお述べ願いたいと思ひます。

○委員長代理(堀末治君) 岡野國務大臣への質問ですか。

○原虎一君 それは大臣でなくて、條章でございますから政府委員でよろしくございします。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員の範囲の問題についてのお尋ねでございますが、今現業職員をどういうふうな扱いにしようかということにつきましての御意見でございますが、行政事務に従事いたしまする者と、いわゆる現業に従事いたしまする者との、その従事したしる職務の対象といたしましては御指摘のやうに違ふ点があるのございします。地方公共団体から給與を受けておるという点、或いは地方公共団体の機關が任命をするという点におきましてはやはり行政職員と同じやうな地位でございます。そのやうな意味でこの地方公務員法案におきましては、一応現業職員に關しましてこの

地方公務員法案を適用する建前をとつております。従つてこれを一般職といふ考へ方にしたしておりますが、將來の問題といたしましては、國家公務員の現業の問題と併せて考究をいたしたいと、かように今考へておるのでございます。

○原虎一君 そういたしますと、この法律が効力を發しますれば、その後におきましては地方の公共団体が條例その他によつてこれを省くという、この單純労働者を除くということは不可能でありますか、可能でありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) この法律の建前といたしましては、お話のやうなことは不可能でございます。

○原虎一君 法制局の御見解も同様であります。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今政府委員がお答えいたしました通りに了解いたしております。

○委員長代理(堀末治君) 幸い労働大臣が見えられましたから、一つ労働大臣に……。

○原虎一君 法制局で、この條章の關係において明確なる御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 五十七條に關連をしてお尋ねのやうでございますが、職務と責任の特殊性がありまして、地方公務員に對しましては、別に法律で特例を定めるといふことにはいたしてあります。この趣旨は、現在考へておりますのは、教育公務員でございますが、若しも將來今申上げましたやうな研究の結果として、現業の地方公務員に關しましては特例を設けるといふことに相成りますならば、この五十七條を根拠として特例を別に

法律で設ける。こういうことに相成ると思ひます。

○原虎一君 その五十七條關係でありまして、先ほど申しましたのは、私は先ほどお断りしてあります。條章に基いて行きますけれども、そう細かくやつておらないのです。まあ私としては大まかに基本的なものを多くしてゐるのです。従つてこの法律が制定されるということになれば、どの條章に基いても、地方公共団体が特例を設けて單純労働者を除外するといふことはできないという先ほどの御答弁がありました。そこで法制局はそうなるというのを條章に基いて御説明を願ひたい。こう言つてゐるわけです。

○政府委員(林修三君) お答えいたします。この地方公務員法案の第五十七條におきまして、職員のうちその職務と責任の特殊性に基いて特例を必要とする者は、別に法律で定めるといふことになつておるやうな、ここに申します職員は、一般職の職員ということが法律案の第三條に出ております。その結果といたしまして、三條で一般職と特別職の區別をいたしまして、第三條で特別職として列挙してあります。公務員は全部一般職になつておるやうな、職務と責任の特殊性に基いて、別に法律で特例を定めるといふことには、これに關する法律の特例は五十七條を根拠とするにとつてのみ規定することになつております。

○原虎一君 そこで岡野國務大臣にお伺ひするのであります。このやうな單純労働者までもこの法律によつて実施しなければならぬところの根拠、これは法制技術者としては、或いは一官僚として

してはそういうことを考へるかも知れませんが、國の政治を扱われるところの、地方行政を担任される國務大臣として、そういう單純な汚物を処理するやうな人までもこの法律で実施しなければならぬ。ただ給與を公共団体から支給を受けるから、汚物を処理する人も或いは極端に言えば火葬場の従事員もこの法律の適用を受けなければならぬといふことは、政治家として

○國務大臣(岡野清孝) お答え申上げます。原さんのお説至極御尤もでございます。御承知の通りに國家公務員のほうではやはりそういうやうな汚物なんかございませぬけれども、地方公務員の中でいわゆる現業と稱せられるもので行政面にタッチしてゐないといふやうな職員、これはたくさんございします。これは種類は非常にたくさんございします。それではありますから、初めの意見といたしましては、何とか別の取扱いにしたいと考へておつたのでありますけれども、地方公務員といふものは技術的の観点から行きますといふと、やはり一般職の中に入るのだからこれで縛る、縛るというところからいふと、(笑)その中に入れて置くことにしたわけでございます。私のほうの考へといひましては、將來そういうやうな現業職員につきましては特別の法律を出そうという下心を以ちまして、この五十七條といふものを特別に附加したわけでございます。いずれそれは研究の結果適當な法律を出すことになるだらうと思ひます。

○原虎一君 労働大臣に折角御出席を願つておりますが、そこで労働法によ

ります。この労働組合という定義は、非常に変更する必要があると思ひます。御承知のように労働法の第三條は、私が申し上げたまでもなく労働大臣はよく御存じのかたでありまして、念のために読みますと、「この法律で「労働者」とは職業の種類を問はず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活するものをいう。」地方公共団体の警察官吏及び消防官吏は、労働組合を結成し、又は労働組合に加入することができない。」この地方公共団体の警察官吏と消防官吏のみは労働組合に加入できないのでございすが、この法律ができませんと、公務員は労働組合を作ることができない。そういう労働組合法の労働者という定義も直さなければなりません。この三條を改正しなければならぬと思ひますが、労働大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(保利茂君) 御指摘の点につきまして、労働者として法律の解釈を、殊に考え方を變えて行くということとはございせんので、ただ問題になつております地方公務員の関係におきましては、あたかも国家公務員のかたがたに対する措置と同様に、全体の奉仕者であるという特殊な任務につきまして、いわゆる公務員制度、中央地方を通ずる公務員制度を確立いたしました。その上からいわれる労働法上の或る程度の適用性というものは止むを得ない、法律でやつております。労働者の解釈を労働省は決して變えてはおりません。御了承願います。

○原虎一君 この点は後日に譲りまして、大へ進みたいと思ひます。これは労働大臣並びに岡野国務大臣にお伺ひいたします。職員団体と団体交渉の問題であります。第五十二條によつて職員団体、第五十三條によつて団体の登録というものが出ていますのであります。第五十五條におきまして「登録を受けた職員団体は、條例で定める条件又は事情の下において、職員との交渉時間その他の勤務条件に關し、当該地方公共団体の当局と交渉することができ、なお、これに附帶して社交的又は厚生の活動を含む適法な目的のため交渉することを妨げない。但し、これらの交渉は、当該地方公共団体の当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。」ということになつており、その第二項におきましては終いのほうに「当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶことができる。」とこの「団体協約を締結する権利を含まない」、この点の具體的權利を有しないが、あとで書面による申合せができるということはどういうことであるか。又その書面によつて結ばれたところの申合せというものはどういふ法的根拠により得るものであるか。その点についての御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。この但書に書いてあります「団体協約の權利を含まないものとする」ということは、これは労働組合法なんかでいいます罷業権とか、争議権とかいふものを伴うような協約をするとはできないというふうな意味に解しておるわけでございます。それからあとの「書面による申合せを結ぶこと

ができる。」と申しますのは、御承知の通りに公務員の利益を保護する意味におきまして、給與とか、勤務時間その他勤務条件に關して條例、規則に違反しない限りは当局と交渉をすることができ、その点においてははいわゆる交渉権を持つておるのでございします。ところが、話合の結果に必ずそこに結論が出て来ると思ひます。その結論が出て来るが、たとえこれが口頭の約束であつても約束は約束でございします。でありますから、その約束をあとでいざこざの起きませんようにちゃんと申合せを書いたものを取り交して置くということもできると、こういうふうに御解釈下さつて結構でございします。

「委員長代理堀末治君退席、委員長着席」

○原虎一君 労働大臣の解釈を。

○国務大臣(保利茂君) 岡野国務大臣の御答弁で御了承願います。

○原虎一君 今の国務大臣の御答弁を伺いますと、「団体協約を締結する権利を含まない」ということは、罷業権を有するような団体協約とはどういふものですか。私の解するところでは、団体協約というものは罷業権のないもので、協約を結ぶことは当然である。団体協約をやるといふ団体協約のなかに罷業権が含まれるのであつて、団体協約は罷業権がなくともできる。それから罷業権を持つような団体協約を締結する権利を含まないというこれは私は了解できない。団体協約とは如何なるものか、この解釈を一つ。

○国務大臣(岡野清義君) 今まで労働組合法が適用されておりましたもので、それから、そうしますと、団体協約をいたしておたわけでありまして、団体協約をいたしておたものと、罷業権、争議権というものが伴つて今まで行われておたわけでございますが、この新法におきましては、そういうふうな労働組合法にいうところの団体協約というものはする権利はない。併しながら勤務条件とか何とかがいふ意味で当局と互に交渉することができるといふ交渉権を與えた。その交渉権に対しては書いたもので申合せをすることができ、こういうことになつておる次第であります。

○原虎一君 団体協約ということを使つておる団体協約の定義は明らかでない。今岡野国務大臣が言われますように、団体協約の締結の權利を含まない。今団体協約を結ばば罷業権があるとか、ないとか言ひますけれども、団体協約は罷業権を持つたものでも団体と団体の協約はあり得ると思ひます。この点が明確に私にはわからない。従つて第二項で受けておりますところの申合せを書類で作るといふことは一つは協約ではない。団体協約とか何とかが文字によつてお考えになつておるのじやないかというのを考えますが、協約には違ひない、申合せは……従つて協約でありますが、それに違反したものに對する何らかの処置制裁が行われるところをなければならぬ。口頭であろうと或いはそれを確認するため申合せ書類でありますならば、その申合せは私は飽くまで職員団体と地方自治体の代表者である長との協約である。その協約に違反したものに對する処置は当然行われなければならぬ。

従つて「団体協約を結ぶ権利を含まない」といふこの言葉は私はどうも理解できない。この点を……

○政府委員(鈴木俊一君) この「団体協約を結ぶ権利を含まない」といふのは、只今閣内閣事務大臣から申上げたごとく、労働法等におきまして規定をせられておりまして、この規定を、或いは協約を履行しなかつた場合の、調停仲裁の制度というものの裏付によりまして、この協約を結ぶ権利を含まないといふものを「締結する権利を含まない」といふふうな趣旨でございまして、お話のようにこの点は実は労働組合法なり、労働関係調整法を排除いたしておりますから、当然の事理でございまして、この点を更に明確ならしめるためにこの点に譲つてあるわけでございます。交渉の結果といたしまして、当局と職員団体との間に意思の合致がございするならば、その意思が合致するといふ点において一つの約束が成立するわけでございます。これを協定と申すか、或いは申合せと申すか、協約と申すか、言葉は用語だけを取出して考えて見ますといふと、大差ないと思ひますが、団体協約といふ言葉につきましては、今申上げましたような意味におきまして一つの労働法上の言葉に相成つておりますので、この公務員法の体系におきましては、それと別個の形におきまして書類による申合せといふふうにした次第であります。

種々の契約である。その契約に対して契約を履行しなかつたものに対する制裁はどこでどう行なわれますか。その点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 両者の間に意思が、合致いたしました事項がございする場合には、長と申しますか、地方公共団体の当局といたしましては、これを實現するに當り、道義的責任を持つことに相成ると存じますが、若しもその合致せられた事項につきまして、これがなかつた實現せられないといふような場合には、先刻御説明申上げたような勤務条件に關する措置の要求という一つの手段によりまして、これを人事委員会に持ち出して、人事委員会においてこの請求の審査をいたしまして、その結果に基づきまして、例えば俸給を上げるといふようなこととございするならば、その趣旨の勧告を予算編成権者である長に対して行つたといふような結果に相成ると思ひます。

○原虎一君 そういたしますと、この申合せといふものは御説明のように一方が履行しなかつたという場合に、何らの履行の措置をとることのできないのですか、例えば職員団体側が履行しなかつたときにはどうなるのですか。どういふ処置が行われるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは申合せの効力といたしましては、法令なり條例なり規則に抵触しない限りにおいて申合せをすることができると、この申合せをすることができると、従つてその申合せの効力におきまして禁止せられておる事項につきましては、これは仮に申合せをいたしましても無効でございするが、そういう法規に違反をしない、抵触しないという場合におきましては、今申上げましたような意味の結果に相成ると存じますが、職員団体が仮に両者の間に意思の合致いたしましたことについて、自己が行うべきことを行わなかつたという場合におきましては、やはり半面の当事者である長と同じような意味の責任が起つて来ると思ふのであります。

○原虎一君 でありまして、今の御説明の程度で行きますれば、きかない場合には、これが履行されない場合には道義的責任しかないという結果になるのでございしますが、例えばこういうことを現に私も経験してゐる。例えば公務法の十六條の解釈が違つたために、当然閣内閣決定に対する履行のために、予算を附して閣内に出すべきものが閣内に出されてはいない。そうであるに、裁定そのものの可否を閣内で審議すべきを、至曲した解釈をもつて来て、これは申合せしたから申合せといふものを履行しなかつた場合の両者に対する制裁がなく何の申合せがあるのですか。例えばこういう例があるのです。長或いは公共団体の長は団体と協約をする。ところが地方の議会が、或いは地方議会の有力者が長に対して率制を加えて、これを不履行にする場合が地方の自治体にあるのです。そのときに制裁が加えられるといふことにならなければ、これは全くよく言われる絵に面した餅で、これは私に言わせれば、労働組合法による団体協約を禁止する代りに、何かそこに団体協約に代るようなものがあるものにつけて置くといふに過ぎない。これは誠に不備極まるものであると言わざるを得ない。私には感ずるのであります。今までの御答弁によりましては、申合せをする以上は一つの立派な契約であります。契約不履行者に対してはこれは法制局のかたにもお伺いしますが、こういうものに関しまして、契約不履行者に対して如何なる法的な処置ができるかという問題であります。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今鈴木政府委員からお答えした通りであります。結局申合せといふものは両者の意見と申しますか、氣持の合致したところから書面になつて残るわけでありまして、その効力はどうかといふようなお話でございしますが、書面に仮に署名をして両者が申合せをするといふことになれば、只今申しました通り当事者の道義的な責任といふものが飽くまでも中心となつて、すべてが円満に処理されるというふうな考慮をしております。

○原虎一君 只今法制局の御答弁は、これは地方行政のかたから直接答弁されるよりも、つとあいまいな答弁をされておるのですが、要するに協約不履行に対するところの損害賠償を訴えるといふ点、私は法に対しては素人であるからお伺ひしてゐるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 言葉が足りませんで申訳ございせんですが、この申合せの内容になります事項は、第一に先ほど政府委員鈴木君の申しましたように、法令、條例、地方公共団体の規則、その他の規定といふものに抵触しないといふことが一つの大きなあれでございします。それから先ほどのお尋ねにもつと入つておりました

が、例えば議決機関といふものがあるのですが、議決機関の議決を要するような事項について、その議決機関がその申合せに關するやうな処置をとられなかつたらどうするかと、いふようなこともお話に入つておつたように存じますが、大體この申合せの内容になります事項は、先ほど申されました大きな規定に、これ／＼の規定に抵触しない限りにおいてという枠があります。又關係の理事者がこの申合せの当事者になるといたしますれば、理事者が自分の裁量で行い得る範圍のことにしか關らず申合せにサインをするといふことはできないことであるといふことは、事柄の性質から當然だろ

うと思ひます。従ひまして、仮に議決機関の議決を要するやうな事項であるといひますれば、理事者としては十分努力をする、こういう案を出して議決が通るといふことを努力するといふことで申合せの内容になるわけであり

ます。かような点から彼此総合勘案して参りますと、先ほど私が答へ申しました通り、道義的責任を中心にして事が運ばれるといふ一言に盡きるといふように私は存するものであります。

【委員長退席、文部委員長堀越儀郎君委員長席に着く】

○原虎一君 突然の質問で、法制局当局の御説明では私は納得できない。同時にこれは明確にして置かなければならぬ問題であります。將來これは私は不明確なために、契約不履行に対する損害賠償の訴え等が起されるか否かといふ問題が起されて来る。従つてこれはこの地方公務員法全体に亘りまして法制局が検討されて、この申合せに対

する違反をした者に対しては、損害賠償の訴えが得るか或いは得ないか。その法的な根拠を明確にされるように十分検討されて御答弁を願いたい。今日答弁を要求はいたしません。

それから労働大臣折角お待ちで……。これは労働省にも大いに今の質問について責任があるから、お調べを願って置かなければならぬ。それからこの法案によりまして、岡野大臣が言われたように、罷免権も団体交渉権も剥奪してしまふ。そこで地方公務員の労働条件に関しては、人事委員会若しくは公平委員会が勧告をするということになります。従つてこの勧告というものの対するものがどれだけの効力、どれだけの権威を持つておるものか。この点を、第何條によつてこういうふうにしてゐるからこの勧告はこうなる第何條によつてこういうふうに行はなければならない、第何條によつてこうなつておるからこの勧告はきかなくともいいのだ、こういう説明を願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) とにかく地方自治団体と申しますものができ得るだけ協和に自治行政をやらして行きたいというのが根本の趣旨でございますから、今申合せの点につきましてもいろいろ道義的な責任を持たせるといふことによつてやつておるのですが、大きな国家機関と違ひまして、小さな機関になりますと、その間和やかにやつて行けばいい、又地方では相当の人が長にもおられるし、又委員にもなつておられますし、それから又地方公務員としまして、公務員はその地方公共団

体の中におきましてはやはり住民から尊敬されるような人であらうと思ひますから、そういうような人同士の間で話合をしたり、勧告をしたりなんかされる、道義的なものとして拘束力がむしろ法規で縛る以上に、もつと忠実に履行されるような私は考えになつて来ると思ふのです。又そうなつて行くことが地方の非常に融和した円満な自治の行政ができるのではないかと思ひまして、ただ勧告はできる、こういうふうな程度にしてあります。何もかも法律でやかましく権利義務で角突き合ふというところは、私は自治行政の趣旨として余り面白くないのじやないかという考えを以て、こういうふうにしておる次第でございます。

○原虎一君 地方自治体は円満に行く、法律によらなくても円満に行くものだという考え方は、私も行きたいものだと断定はできません。かなり問題が起きて来る。でありますから、先ほど鈴木政府委員から説明がありましたように、これは非常に地方公務員の給与生活の上においても、或いは不当労働行為の問題においても、地方公務員を擁護する建前で、この辺が非常に現行法令二百一十号よりかいののだというふうな強調されております。併し人事委員会若しくは公平委員会の決定が、勧告されたものが公共団体の執行機関によつて、責任者、長によつてそれが受入れられないということはあるのであります。殊にその模範は国家公務員法において吉田内閣が示されておる。政府でさえ人事院の勧告は聞かなくていいのだ、いわんや地方公共団体が一々聞いておられるか。こうな

ることは、私は悪いことはかり考えるようでありませうけれどもあり得るものであります。あり得るところか大いにあり得るであらうと思ふのです。それは問題の種をこの法律が作る。人事委員会の勧告が正当でないという判断をどこがするということはないのでありますから、地方公共団体の長が財政上とか何とかと理由をつけてやらんということになる。でありますから、そういうふうな事を考えますと、この法律があるために人事委員会の勧告を聞かない、人事委員会は勧告したのじやないかというので、今日人事院勧告通り政府に実行しろという運動が起つて、定時退庁であるとか、一斉帰省、休暇というふうな問題が起る、人事委員会の勧告というものが権威あるものならば、これは当然聞かなければならぬ。又人事委員会の勧告を即座に聞かなければならぬということ、地方財政等の面で危険性があるとするならば、人事委員会の勧告というものの判定をどこがきめて行くか、これは重要な問題だと思ふ。今日政府が国家公務員法の不備のために、国家公務員法の不備のために、これを現実二年間体験したこの問題を、そのまゝ地方公共団体に法律で押しつけることになる。これは非常に責任と言つても仕方がない。これは非常に重要な点であると思ふ。だから先ほど鈴木政府委員が、人事委員会の勧告によつて待遇の改善を図る、ここに大いに地方公務員の希望を満たす、幸福を図る、福祉を図ることができると言われるならば、その勧告が実施されるといふことになつていなければならぬ。ところがそれは丁度今、政

府と人事院と、それから公務員との三つ巴で揉み合ふようなことをやはり地方に押しつける。これは私はどうしてこの二年の体験によつて、地方に問題が起きないようにすることが大事じやないか。大臣の御希望になるような円満に行くということは、我々は最も希望するところでありませうけれども、この法律があるために、私は円満にならなくなるじやないかという懸念から御質問するわけです。

○國務大臣(岡野清素君) お答えいたします。お説至極御尤もでございます。若し勧告があるにかかわらず、又その勧告が條例にも違反しませぬし、又正当である、又納得の行く勧告であるという場合に、これを地方の理事者が実行しないということが、一万数百の公共団体の中には或いはないとも限りませぬ。併しなからその点においてこそ、私はこの地方自治に非常に依存しておるわけでありまして、若しそういうことがたび重つてあるとしますれば、地方のことでございませうから、條例を作り、規則を作ることができ、権能をその地方自治体を持つておりますから、地方議会において條例を作る勧告があつたにもかかわらず、これをしないときには、どうするこうするといふふうなことは自主性を尊重しまして、地方公共団体の議会、即ち地方公共団体の最高機関が、これを適当に処理する條例なり、規則なりを作つてくれるだらう、こう考え、又作らせていいと私は考えております。

○原虎一君 明確なる答弁がありまして、そこで私はこの基本的な公務員法というふうなものができました後に、この基本法に基いて、今岡野大臣が言われまふように、地方の公共団体が、人事委員会から勧告があつたときにはこれを聞かなければならぬ、履行の義務を負ふという條例を作ること、が抵觸しないかという点を明らかにして頂きたい。これは法制局もその見解を明らかにして貰いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の勤務條件に関する措置の要求の審査の結果といたしまして、その委員会が地方の長等に対して勧告をする。その勧告をい

たしまして、その委員会が地方の長等に対して勧告をする。その勧告をい

たしまして、その委員会が地方の長等に対して勧告をする。その勧告をい

たしまして、その委員会が地方の長等に対して勧告をする。その勧告をい

にゆだねることが適當だと思ふのであります。その結果としては、一万数百の中で中には必ずしも地方公務員の希望するような状態に副わない結果になるところがあるかも知れませんけれども、これ又止むを得ないことであり、そういうことに關しましては、それぞれ又長なり、議會なりの責任を問うべき別個の法的手段があるわけでございますから、それはそれ／＼の自治の運営に任せて、私はおの／＼の地方自治体に勤務してある地方公務員の制度としては適當ではないかと思ふのであります。

○委員長代理(堀越儀郎君) 原委員、いすか。相馬委員に……

○原虎一君 一つだけならいいです。○相馬助治君 申合せによつて職員組合の希望する点について、当該の理事者と話し合ひがまとまらない。従つてこの職員の福祉を保護する積極的な規定を地方の條例によつてそれは定めた方がいだらう、こういう大臣の答弁です。そういうことは本法案に抵触しないかというのが原委員の質問なんです。従つてこれを具體的な例にいたします。ならば、人事委員會の勧告によつて給與の改訂等が勧告された場合には、当該の市町村長は必ずこれに服しなければならぬ、服さない場合にはその職をやめなければならぬ。こういうような條例をきめ得ることも現実にはあり得ると思う。そういうことをして差支えないのであるか。これを具體的に一つ御返事を頂きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の人事委員會の勧告につきまして、その勧告を必ず実施しなければならぬという條例を作りますことは、先ほど御説明申

上げましたような趣旨から申しまして適當でない。又法律上の問題といたしましては、この地方公務員法案におきまして必要な勧告をしなければならぬと規定をし、その勧告について更に拘束力を與えるような規定を設けておられませんので、やはりこの法律案の趣旨といたしましては、御指摘のような具體的な條例を設けることはやはり法律上も可能でない、不可能であるというふうに解すべきではないかと考えております。(大臣の答へは間違つておる。と呼ぶ者あり)

○原虎一君 そこで今國務大臣が言われたのと、政府委員當局の御答弁は全く違つておる、そういう状態で私は審議は進められない。従つて私はこの問題は非常に重大でありますから、政府當局が十分に検討されて、なお法制局も検討されて、そういう地方におけるところの條例を作つてもいいかどうかという点を明らかにされてから私の質問を續けて行きたい。どうか本日はこの程度で打ち切られんことを切望いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員長代理(堀越儀郎君) ほか……

○國務大臣(岡野清藏君) 私もう一度言葉をはずりさせておきます。速記録を御覽下さればあとでわかることとてございまして、先ほど申し上げましたのは、御承知の通りこの條文の点から言いますれば、條例、規則、規程なんかに違反しない限りにおきましてのものの申合せでございますから、無論その現行の條例規則、規程には違反してないことは確かであります。それで申合せと申しますと極く具體的に申しますれば努力する、一つ給與を上げてく

れ、併しそれは條例でできまつておる給與だから只今のところでは併しこれを支拂うわけにいかない。併しながらできるだけそれは私も一つそういう方面に努力しようという約束をいたしました。そして努力して、そして若し條例を改正することができたらば條例も改正できましようし、又新らしい法律を作るといふこともできましよう。その辺は自主的に地方議會並びに地方の公共団体の長に任して置く方がいいと思ふのであります。ただ問題となりますのは、その條例を作りますことが一体この法案でできるかどうかと申しますが、私が先ほど申し上げましたように、この條例に違反しない限り、又抵触しない限りにおいての申合せでございますから、そういう具體的な問題は起きないと思ふのであります。結局努力しよう、努力しようと言つておつても、どうしてもしないからそれじやいかんじやないかという輿論が起るに私はきまつておると思ひます。そうすれば結局その地方議會というものが取上げまして、こういうようなことでは困るから一つ條例を変えようじやないかという議論になりましてきて行く、そして條例と規則と地方の自主性に任しておいたらいのじやないかということが私の趣旨でございます。

○原虎一君 大臣の御趣旨は御趣旨としてお聞きして置きますが、私もが審議の上において當局の解釈が問題になると思ひます。當局の解釈は先ほどの御説明では明確を欠いておられますので、従つて大臣の言辭をとつてどうかうというのではないのですが、當局が

法律を制定するときに最も明確にして置かなければ、後日法の解釈如何によつて問題が紛糾する。私は苦しい経験を持ち責任を痛感しておるのです。それは公労法十六條であります。これは公労法の十六條は繰返して言いますけれども、労働省の法規課における解釈は明らかに仲裁に對しては予算を附して國會の承認を求めなければならぬという解釈であります。それを政府當局は挙げて仲裁裁定はそれ自体を國會に出していいかどうかを出して決めたもうか、或いは私どもが作り出した法律の上で條文が不備のためというよりも、政府が歪曲できるような條文であつたために、先般參議院の労働委員會の権威者を集めて現行法律と我々が改正せんとするところのことを公聴会で二日間やりましたが、いずれの権威者も法律學者も、現行法と我々がとる解釈とは、そうあるべきだと皆言つておるにもかかわらず、政府は一つの權力を以ておるからこれを曲げておる。そういう私は苦しい経験をしておりますから、法律は疑義あるところからは明らかに制定しなければ、疑問の中に法律を制定することは絶対に相ならぬと思ひます。従つて政府當局の解釈が地方で、地方の人事委が勧告した場合においては、その勧告は地方の條例において聞かなければならぬという條例を作ることには差支えないといふお考えのように御説明が大臣からあり、鈴木政府委員からは、それは困難じやないか。できないかといふ意味の、非常に無理であるという御答弁があつた。政府の意見、見解が一致していま

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

○委員長代理(堀越儀郎君) 岡野國務大臣は予算委員會に出席されますので、もう十分間ほど岡野國務大臣に質問を

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

○委員長代理(堀越儀郎君) 岡野國務大臣は予算委員會に出席されますので、もう十分間ほど岡野國務大臣に質問を

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

せん。法制局も御研究なさつて、この法律はどことどこによつて、それはそういうことが地方の公共団体、自治体が地方條例を作ることができないといふことを明確に願ひ、そしてそれによつて我々はこの法律の解釈にばいけな。これは重要な問題であります。勧告がいい加減になされておるために今日起らなくともいい社会問題、労働問題が起つておる、法の不備であると言わなければならぬ。従つてどうか私はこれは大臣の言辭と政府委員の言辭の相違を擧げて責めるといふようなことは考へておりませんが、併しながら岡野大臣があとから御説明なさいましたこともありますので、その前にその御答弁になりました点もよく速記を見まして、そしてこれは我々が審議すべきものである。とても今日速記をすぐ讀みできない。委員長から岡野國務大臣の御答弁を最後のほうの二つはどうか今夜中に速記を讀み取するように、又鈴木政府委員が答弁した点も、今夜中に讀み取して明朝、私どもの手に渡るように願つて、それから検討なされて、明確な御答弁をなさるようになされて、明確な御答弁を要求いたしました。これはまだ質問がありまされども、私の質問は留保させて置きます。実は労働委員會で重要な問題がありまして呼びに來ておりますので、どうかそれだけを要求して置きます。

疑のある方は御質疑を願いたい。
○成瀬權治君 実は今日の問題は重要な問題でございますから、これを一つ今の動議を委員長において適切なお取計らいをお願いしたいということを私からも重ねてお願いする次第であります。

いつも忠実に自分の職務を續けて行けるというような意味で、政治活動を制限したほうが安全ではないか、こういう考えであります。

○相馬助治君　この際三十分の休憩の勸議を提出いたします。

「賛成」と呼ぶ者あり

○委員長代理(堀越儀郎君)　相馬君の勸議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長代理(堀越儀郎君)　では三十分間休憩いたします。

午後五時五分休憩

午後七時三分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き連合委員会を再会いたします。

人事院総裁が見えましたから矢嶋君御質問を願います。

か。現実にはそういうことがあつて、ここにその理由として挙げているのか、その点先ずお伺いしたい。

○國務大臣(岡野清藏君) それは職員が若し自主性を失いますという、地方行政というのは完全に行きませんし、又極く具体的な例を申し上げますならば、市長を非常に応援して、そうしておつたにもかかわらず、反対党の市長が出て来た。そうなると自分が盛んに反対党の人の選挙に際して大いに努力した自分自身としても良心的にも居辛しい、又中には悪い……と申上げては相済みませんけれども、いわゆる反対党のために非常に政治活動をした人というものに對しては、安心をしてことを任すことができないのではないかと、いうことが出るのも人情でございますから、そういう過誤を起さしめないで

げます。国家公務員法のような地方公務員法を制定いたしますならば、その人事の専掌機関といたしまして人事院に該当するような機関を設けなければならぬものと思っております。この案に人事院といたしましては立案に参画いたしましたことはございませんが、これを拜見いたしますと、おおむね妥当であり、これで結構だと思っております。ただ残された問題は、むしろその人事委員会の委員の人选のむずかしさにあるように思います。これは運用上の問題でございますが、これは制度上の問題ではないと存じております。

た当時に、こういう制度ができればこ

それと、同僚が「事務的に平常に、以て、事務に能率も上がるのであらうと、随分と期待されたときに、この臨時人事委員会、後にはこれは人事院と発展的に解消したわけでありすが、この制度ができたときの期待というものは大したものだったと思います。現在の人事院というものは、これからできるところの地方公務員法によるところの人事委員会、或いは公平委員会に比較しますというのと、相当の拘束力を持つておるよう

に考えられるわけです。今度できるところの人事委員会並びに公平委員会については今まで若干問題になりましたが、殊んど地方公共団体を拘束するところの力も持たないし、具体的に言つて裁定権みたいな性格のものは殊んど持つていない。こういうときに淺井人事院總裁は十分機能が發揮できるということを言われるのであります。

これはもう少し突つ込んでお伺いしたいと思うのです。当時人事院ができたときには新聞雜誌におきましても、或いは国会の論議におきましても、四極分立になるんじゃないかと、それほど重要視され、又期待された人事院が、果して当時の期待に沿うコースを辿りつつあるかどうか。例えば具体的に申上げますと、相當に強力な人事院すら制約を受けてはいないか。例えば今度のベース・アップにつきましても、人事院がどの程度のベースにすればいいかという意見を述べる前に、大蔵大臣は盛んに現在の六・三ベースといふものはすでに七千円を突破してお

告したときに、そんなペースは高過ぎるといふことを大蔵大臣が人事院で

ベースを出す前に言われたり、或いは人事院が給与体系を発表する前に先立つて、大蔵大臣が給与というものは現在の給与体系はいけない、上に厚く下に薄く変えなければいかんというようなことを人事院が意見を發表する前に大蔵大臣が盛んにそういうことを放言されておられた。それから昨年十二月に七・八ベースを勧告された、そうしてこれが無視されて、そうして先般の第八国会では總裁はすでに科学的データの下に近くベースの改訂を勧告しなければならぬ時期が来た。そうしていつ勧告を發するかという質問に対しては、極めて近い機会に、今国会中に勧告するつもりであるということをも參議院の本会議場で堂々と答弁されて、二日か三日も経たないうちに、すでに山下人事官が變わられてその勧告ができないというような、こういう一連の動き、更に又小さい問題であります。

すが、今まで現業職員の生活が確保され、その基礎の上に或いは三・七ペー
ス、或いは六・三ペース、こういうふう
に人事院が給與体系を打立てて行か
れた。いわゆる調整方法なるものが人
事院の了解もなく大蔵省の一存でそ
ういうものが捨てられてゐる。或いは
不利益処分の取扱ひにしても人事院
が生まれて以来使かに七件程度にとど
まつてゐる。私は真偽のほどは知り
ませんけれども、よく勧告案が出る
か、或いは不利益処分あたりがある
と、新聞、ラジオでは何々大臣が浅井
總裁を訪問して懇談したといううな
ことはよく放送されるし、そういう

と云ふから村方大きい村附が興えられ、發足當時四權分立ではないかとまで言われた人事院する相当の制約を受けて

「言はれたら、何に言ふに林さん、信を寄せているのでは無いかな。そうなりますと、今度地方にできまస్తుころの人事委員会或いは公平委員会、現在の地方公務員法、この法案にある程度の人事委員会或いは公平委員会では、先ほど組織が指摘されましたように、委員の構成というものはどうなるかということは、これは火を見るより明らかでありますし、殆んどその委員会というものは地方公共団体の首長並びに首脳部の言うがままに動いて、取締法規の分だけは十二分に法というものは活かされ、その保護機關たるべき方面においてはなのおざりにして、いわゆるこの地方公務員法の実施というものもが、結果においては公務員の取締法規、彈圧法規に終始するのではないかということを私は非常に懸念するのです。以上私は過去の人事院のある方の一部を申上げて、重ねて人事院總裁に、この案の人事委員会や公平

強さというものは、制度上といふしま
しては、あれだけでよいかと思つてお
ります。それでは勧告等が弱過ぎると
いうお示しもございましたけれども、
成るほど大蔵大臣は、曾つては人事院
のベースは高過ぎる、これだけしか上
げないなぞと仰せになりましたけれど
も、すでに今伺ひ出されました給與
法案においてはともかく人事院の勧告
を尊重し、ということになつておりま
するし、国会等におきまして、ともか
く人事院の勧告を尊重するということ
を述べられておる。この放送も放送と
して価値があるように思ひます。つま

○矢嶋三義君　こゝは人事委員会でありませんので、勧告その他について突込んでお聞きませんが、ただ一言今度の人事院の勧告について、政府の給與法の改正案に述べられたことに如何にも人事院總裁は満足されておるように聞きとれるわけでありますが、昨年に開きとれるわけでありまして、昨年以来再三の勧告の結果今度議会上程された給與改正法律案に對して人事院總裁は満足されておるのでありますか、如何でしようか。それだけ一言……。

○政府委員（淺井清君）　決して満足はいたしません。只今申上げたのは、政

見を述べたものであります。地方ではちよつと意見でも言いますと、もうこれはすぐ赤だというように言つて、それらを排除しようという傾向が非常に強くあります。それから委員というものがこの法案に盛られておるような選出の仕方をいたしますという結局任命する側とそれから公務員を保護しなければならん立場のものととは馴れ合いになる虞れが多分にある。これは警察制度における公安委員会あたりの運用をみればはつきりとしておると思うのです。こういう点についてはきまらぬ。あ若しこの法案が成立した後においては

政治というものにも不満があるが故に、地方の勤労者、公務員というものが、民主政治の時代に、代議政治の時代に、正々堂々と自分らの基本人権であるところの政治活動というものを活かして、そうして議会に進出し、そういう働く人の代表として、或いは公務員の実情というものがよくわかつた立場から正々堂々と議会に打つて出で、そうして民主政治下にあるべき姿において、その目的を貫徹しようという行動をとつて参りますという、曾ての国家公務員法、或いは今度の地方公務法案に盛られておりますように、公務員という

一九

院規則によつて、微に入り、細を穿つた人事院規則によつて国家公務員の政治活動を束縛した点については、当時相当の私は議論がされたと思うので、あの当時の規則を出されるに当つては、当時の労働情勢とか、或いは社会情勢、経済情勢あたりから出されたと思うのでありますが、この人事院規則は国家公務員法の十六條に示されておる通りに、いつでも適宜に改廃することができると、こうなつておるわけでありまして、私が人事院総裁に伺ひたいところは、今度地方公務員法案を出されるに当つて、この人事院規則というものは自由人事官が改廃できるものでありますから、私はこの地方公務員法を出すに先立つて、あなたが出されたところの人事院規則を緩和する意思はないかどうか。私としては緩和する意思があるかどうかを伺ひたいと思つたのです。と申しますのは、まあよく地方公務員法案は国家公務員法があるから、それに倣つて地方公務員法案を出すのだということをよく言われておるわけなんです。ところが地方の公共団体ではなか／＼十分な検討ができないから、国家公務員ですらこれだけの人事院規則で縛つてあるのだから、地方公務員の人事委員会のほうにおいては更に縛つていいというふうな、非常に私は度の過ぎた人事委員会の規則ができる虞れが多分にあると思うのです。だから私は現在においてをもつと適宜したところの人事院規則に改正すべきではないか。あのあなたが出されたところの人事院規則を読みますと、ともかく私の影響性もいけなさと、私的にもいけな

時間外にもいけな、まあ極端に言えば、夫婦で夜寝床の中に入つて寝物語でもいけなというふうな、実に微に入り細に穿つて規定してあると思うのです。そこで重ねてお伺ひたいと思いますが、地方公務員法案を今度制定されるに先立つて、現在の労働情勢の大転換等を考慮されて、この人事院規則を現在の状況に沿うようにこれを緩和、改廃される意思はありますか。その点お伺ひたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 第一にお尋ね

になりました地方公務員法案のほうは、国家公務員法百二條よりも取締りが厳しいというふうな考えは、私は御同感することはできないのでございまして、これは、一体政治活動の禁止と申しますことは、いわば基本的な人権にも関係することではございまして、これを法律において書くというところは、これを法律に書いて置けば、その大筋だけでも法律に書いて置くことがむしろ本筋ではなからうか。その意味におきまして、地方公務員法案はよ

と、抽象的な規定ではひつつかかる者が却つて多いのでございまして。夫婦間云云のお話もございまして、夫が妻に、それは恐らく例へば投票の勧誘等のごとをお指しになつたことと思ひます。が、人事院規則で勧誘と申しますのは、一つの計画の一部分としてやつた勧誘だけを問題とする運営方針をとつております。つまり勧誘、ソリシティという形式をとつておられますから、お示しのような場合におきましては、全然問題にならないのでございまして、それから最後に、地方公務員法案が成立するに先だちまして人事院規則を改正する意思があるかどうかとお尋ねでございまして、これは非常に適切な御質問でございまして、私も非常に重要な点に考えてお答えをしなければならぬ点と思ひますが、先ず第一に、地方公務員法案とこの人事院規則とは、只今のところ比較できないのでございまして、なぜかと申しますと、只今お示しのように、三十六條に掲げてありますもののほかに、條例を以てな何らかの制限をすることができると、條例と申しますれば、各地方公共団体おの／＼違つてもよろしいの

しまして、御趣旨を尊重いたして善処いたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 総裁は委任立法であるから、それで国家公務員法の人事院規則を作つたとすれば、それよりも地方公務員法案の形体的方が正しいのじやないかと思つて、こゝういふ意見が今述べられたわけですが、確かに国会は委任立法をやつておるわけでありまして、だからと申してあなあなたが二十年九月に出された人事院規則ですね。あの政治的行為を果して国会が、国家公務員法を立法府が立法した場合に、そういうことを予想しておつたかどうかという事です。人事院規則で定める政治的行為はしてはならない、こゝういふふうな立法したときに、その立法府は政治的行為をあなたが人事院規則で定義したほど、あれほどのものを考えておつたかどうかという事は私は疑問だと思ふ。委任立法だからといって、あなたの権限と責任においてあれほどの人事院規則を出されるということとは適当でしょうか。どういふふうにお考えになつておられますか。

も逐次制定して参るわけでございますが、今総裁が話されたように、甲の村、乙の町とそれ／＼違ふ規則を作るだらうと思つたのです。併しその場合に、何といつても国家公務員法に基くところの人事院の制定せるところの人事院規則といふものは指導性と影響を多分に持つと思ひますが、そういう場合におきまして、公務員の元締めである総裁であられるところの浅井総裁も先ほどから話されましたように、最も時勢に適応するところの人事院規則の改廃に努力されんことを要望いたしまして、総裁に対する質問を終ります。

○若木勝蔵君 岡野閣務大臣はおいで

になるのですか。

○委員(岡本愛助君) 今予算委員会へ行つております。もうすぐ参ると思ひます。労働大臣は門まで来ているのですが入れないのです。今入れるように手配をいたしております。

ちよつとお話いたしました、浅井人事院総裁に御質問ございせんか。

○成瀬權治君 ちよつと前の矢嶋委員の質問に答へるかも知れないのですが、そのときはあなたの方で……矢嶋君のほうからちよつと教えて頂くことにいたします。国家公務員法に「職員に意に反する不利益な処分に関する審査」というようなところがありまして、そうしてあなたの方から資料を頂いておるわけでありまして、その資料によりまして、最初にこの説明を一つ事務当局のほうに求めたいのでありますが、処分承認といふところで免職取消しの件数が二件でありまして、員数が二百四十五となつておりますが、どういふ意味か一通り御説明願ひたい。

○政府委員(浅井清君) これはお答えがしにくいのでございまして、委任立法でございまして、信頼してお任せ下つたことと考えるのはこれは先ず話の筋でございまして、ただ、今申しましたようにだん／＼と時を経過いたしましたように、その時々適宜するようには考慮しなければならぬということとは、これは常に考へておる点で、ひとりあの人事院規則のみに限つたことではございせん。

○矢嶋三義君 地方の人事委員会規則

○政府委員(淺井清君) 人事院に提訴いたしましたものは、我々公正なる立場からそういうことをやるために、まあ極限も独立しているということでございますから、十分やっているつもりでございます。たゞ／＼問題になっておりますけれども、例えば飯山水産庁長官に対しまする免職処分取消し等のときは御承知の通りだと思つて

いるわけですが、地方の人事委員会、或いは公平委員会は関係の当局の人たちが任命して行くわけでございます。そういう人たちなら、あなたたちのつまり国家公務員に対するところのあなたがたの立場よりも地方公務員の立場におけるところのその人事委員会の、或いは公平委員会の方が非常に微力だ、これは私は有名無実なものに

不合理なる処分について辭表を出さな
いということをごいせんと、どう
にもならない。これはどうしても制度
上の問題ではなくて公務員の自覺に待
つべき問題のように思っております。

○成瀬輔治君 本問題については私質
問を打ち切りまして、次にお伺いした
いことは、國家公務員法の九十三條の公
務傷病に対する補償のところで、法律

勸告しなかつた。あなたのほうとして出さなかつた。従つて次期第十の通常国会には出す用意がある。こういうふううに解釈してよろしうございますか。

○政府委員(浅井清彦) その通りでございます。

○成瀬權治君 それからもう一つ、七十三條もやはり人事院関係でいろ／＼職員員の厚生とか、いろ／＼のことにお

ういう段取りにならうかと思ひます。
○成瀬權治君 この遅れておつたとい
うことでございますが、あなたのほう
として昨年やられたのに対してまして、
予算が何ぼか出ております。来年は七
百万という数字を聞いておつたのであ
りますが、私はそれが国家公務員の教
字と、人教と比較して見まして、あな
たのほうとしてはせいゝ一ぱいでま

る、或いは二年目としてはところあたりの妥協な数字である、こういうような関係においてあれば出された数字であるのか。もつとんと抜けて行かなければならないけれども、現在の財政状況の段階として非常に速断して出した数字でございましょうか。どちらでございましょうか。

○政府委員(浅井清君) 勿論それはあとでお述べになりましたような状態でございします。

○成瀬清治君 私の方として非常にこれは、こういうようなことが結局地方公務員にも、あなたの国家公務員の受けておる恩恵が地方公務員に及ぼす影響が非常に甚大でございします。かく国家公務員においてやられておることが地方公務員にも準拠されている／＼となつて来るわけにございします。そこで国家公務員の方が遅れておる、それから又或いは非常に不十分な、ただ単に名目的なものだけしかやられないという事になると、及ぼす影響が非常に甚大でございしますから、一つあなたのほうとしてもここに示されておる、そうして国家公務員が片一方でいろいろのものを失つておつても、こういうところで補われるのでありますから、そういうところををよく勘案されまして、あなたのほうとして本場に適切なものとしての私は企画、或いは調整とか、或いは監視ですか、そういうようなものをやつて頂きたい。こういうことをこの機会においてお願いするわけにございします。

○若木勝蔵君 総裁に、あなたは人事院の総裁とされまして、いわゆる国家公務員の身分を守る、保護する、こういうふうないわゆる人事院の性格の上から、現在人事院が発足されてからどういふ点において非常に心配されたか、悩まれたか、その点について……。

○政府委員(浅井清君) どういふふうにお答えすればよろしいのでございしますか、差しすめ一番差し迫つた問題といたしましては給與の問題だろうと思つております。これにつきましては御承知のごとく我々及ぼすながら努力をして参つたつもりでございします。先ずこれだけお答えをいたします。

○若木勝蔵君 確かに総裁はその点において悩まれておつたと私も考えるのであります。この二点はその主なものにございしますが、なほ年末手当にいたしましては人事院はあれは純然たる給與にいたしまして十三カ月分の俸給を年に拂う、こういう形になつておりますのが、半カ月分になつておる点等でございます。

○若木勝蔵君 そういふ点に御不満があるといふことが明瞭になります。それに対して人事院の総裁といたしまして、今後如何なる措置をとられるか、この点について伺います。

○政府委員(浅井清君) これがつまり人事院の権限の問題になつておると思ひます。若し人事院が勧告をいたし、一方において自由に給與予算をきめることができないというまでの権限を持ちますれば、これは憲法違反になると存じております。内閣の所轄庁でございする人事院といたしましては、公正なる立場から勧告をいたし、その勧告に基いて内閣及び国会の処置を待つ、これが物の本筋であらうと思つております。

○若木勝蔵君 総裁の処置方法ということとは、私は三年前からたび／＼聞いておるのであります。すでに勧告をして、そうして国会でこれを解決して、もう一度に思ふのであります。もう一歩きり込んで、ただ単に国会で決定して決まらぬ、給與の方面だけに決まらぬ、むしろ人事院の性格が法的にきめられてある。この性格がどうしても一歩人事院らしいところの立場をとるという方面に改善されなければならぬ、こういうようなことを計画なされておることはいか。

○政府委員(浅井清君) この点について私はここに人事院の見解を申述べる段階ではないと思ひますが、これは非常にむずかしい点であらうと思つております。我が憲法によりましては内閣に対して連帯責任を負うものは内閣であつて、憲法第七十三條によりましては、公務員に関することは内閣の事務と相成つております。この内閣の事務を人事院が内閣の所轄庁としてやっておりますものであり、且つ公務員の給與は予算上の措置が必要でございまして、この予算上の措置は、憲法上国会及び内閣の権限に属しておることとが明白といたしますならば、只今

が、御質問がございましたのでお答えを申し上げたいと思ひますが、政府の案と申しますものは、このベースといふものの額におきましては人事院の案と大差はないように思つております。大よそ八千四百見当に政府案はなるものじやないか。然らば人事院のいわゆるベースと大差はないと思つております。ただ人事院といたしましては、不満に思ひます点は、大よそ二カ所でございます。第一は俸給表の問題、即ち人事院の勧告案は我々みずから下に厚く上に薄からざると思つておりましたが、それが大体系に薄く上に厚くなつておる点。第二は調整号俸を切下げまして切替をいたしてあります。この二点がその主なものにございしますが、なほ年末手当にいたしましては人事院はあれは純然たる給與にいたしまして十三カ月分の俸給を年に拂う、こういう形になつておりますのが、半カ月分になつておる点等でございます。

○若木勝蔵君 そういふ点に御不満があるといふことが明瞭になります。それに対して人事院の総裁といたしまして、今後如何なる措置をとられるか、この点について伺います。

○政府委員(浅井清君) これがつまり人事院の権限の問題になつておると思ひます。若し人事院が勧告をいたし、一方において自由に給與予算をきめることができないというまでの権限を持ちますれば、これは憲法違反になると存じております。内閣の所轄庁でございする人事院といたしましては、公正なる立場から勧告をいたし、その勧告に基いて内閣及び国会の処置を待つ、これが物の本筋であらうと思つております。

○若木勝蔵君 総裁の処置方法ということとは、私は三年前からたび／＼聞いておるのであります。すでに勧告をして、そうして国会でこれを解決して、もう一度に思ふのであります。もう一歩きり込んで、ただ単に国会で決定して決まらぬ、給與の方面だけに決まらぬ、むしろ人事院の性格が法的にきめられてある。この性格がどうしても一歩人事院らしいところの立場をとるという方面に改善されなければならぬ、こういうようなことを計画なされておることはいか。

○政府委員(浅井清君) この点について私はここに人事院の見解を申述べる段階ではないと思ひますが、これは非常にむずかしい点であらうと思つております。我が憲法によりましては内閣に対して連帯責任を負うものは内閣であつて、憲法第七十三條によりましては、公務員に関することは内閣の事務と相成つております。この内閣の事務を人事院が内閣の所轄庁としてやっておりますものであり、且つ公務員の給與は予算上の措置が必要でございまして、この予算上の措置は、憲法上国会及び内閣の権限に属しておることとが明白といたしますならば、只今

ます。ただそれは法律上の建前を申しに過ぎませんので、我々いやくも勧告をいたした場合には、これが実現を期するといふことは、当然の責務でございするから、我々が国会に参りまして、我々の立場を国会に訴へ、国会の御決定を仰ぐ、こういう努力を今いたしておる次第でございします。

○若木勝蔵君 総裁の処置方法ということとは、私は三年前からたび／＼聞いておるのであります。すでに勧告をして、そうして国会でこれを解決して、もう一度に思ふのであります。もう一歩きり込んで、ただ単に国会で決定して決まらぬ、給與の方面だけに決まらぬ、むしろ人事院の性格が法的にきめられてある。この性格がどうしても一歩人事院らしいところの立場をとるという方面に改善されなければならぬ、こういうようなことを計画なされておることはいか。

○政府委員(浅井清君) この点について私はここに人事院の見解を申述べる段階ではないと思ひますが、これは非常にむずかしい点であらうと思つております。我が憲法によりましては内閣に対して連帯責任を負うものは内閣であつて、憲法第七十三條によりましては、公務員に関することは内閣の事務と相成つております。この内閣の事務を人事院が内閣の所轄庁としてやっておりますものであり、且つ公務員の給與は予算上の措置が必要でございまして、この予算上の措置は、憲法上国会及び内閣の権限に属しておることとが明白といたしますならば、只今

○若木勝蔵君 総裁の処置方法ということとは、私は三年前からたび／＼聞いておるのであります。すでに勧告をして、そうして国会でこれを解決して、もう一度に思ふのであります。もう一歩きり込んで、ただ単に国会で決定して決まらぬ、給與の方面だけに決まらぬ、むしろ人事院の性格が法的にきめられてある。この性格がどうしても一歩人事院らしいところの立場をとるという方面に改善されなければならぬ、こういうようなことを計画なされておることはいか。

○政府委員(浅井清君) この点について私はここに人事院の見解を申述べる段階ではないと思ひますが、これは非常にむずかしい点であらうと思つております。我が憲法によりましては内閣に対して連帯責任を負うものは内閣であつて、憲法第七十三條によりましては、公務員に関することは内閣の事務と相成つております。この内閣の事務を人事院が内閣の所轄庁としてやっておりますものであり、且つ公務員の給與は予算上の措置が必要でございまして、この予算上の措置は、憲法上国会及び内閣の権限に属しておることとが明白といたしますならば、只今

○若木勝蔵君 総裁の処置方法ということとは、私は三年前からたび／＼聞いておるのであります。すでに勧告をして、そうして国会でこれを解決して、もう一度に思ふのであります。もう一歩きり込んで、ただ単に国会で決定して決まらぬ、給與の方面だけに決まらぬ、むしろ人事院の性格が法的にきめられてある。この性格がどうしても一歩人事院らしいところの立場をとるという方面に改善されなければならぬ、こういうようなことを計画なされておることはいか。

○政府委員(浅井清君) この点について私はここに人事院の見解を申述べる段階ではないと思ひますが、これは非常にむずかしい点であらうと思つております。我が憲法によりましては内閣に対して連帯責任を負うものは内閣であつて、憲法第七十三條によりましては、公務員に関することは内閣の事務と相成つております。この内閣の事務を人事院が内閣の所轄庁としてやっておりますものであり、且つ公務員の給與は予算上の措置が必要でございまして、この予算上の措置は、憲法上国会及び内閣の権限に属しておることとが明白といたしますならば、只今

お示しのように、人事院の権限をもつと強化するといふことがどうしてできるかという問題が起つて来るかと思つております。

○若木勝蔵君 議事進行についてお諮り願ひたいと思ひますが、或いは委員長にお伺ひすることかも知れませんが、本日の午後地方行政委員会単独の委員会開催の予定と承知いたしておるが、連合委員会の質問がたゞさんおありの模様で、或いははる／＼の都合で今日午後、又晩になつたと思つておりますが、ところで又明日一日という会期に際して、単独の地方行政委員会ではまだ質疑も残つておるようになりまして、且つ私たちは修正意見も有しておつて、関係方面に折衝もなされなければならぬ。かような事情等に鑑みまして、委員長は諮られまして、議長に、或いは議院運営委員会に、今日の情勢から見ればもう半日延期してもらいたいといふことになりまして、半日延期といふのはおかしいが、とにかく半日、単独の地方行政委員会が食ひ込まれはるという点、それから関係方面との折衝もあること等に鑑みまして、一日会期延長の方の議運としての御方針をお取りまとめ願ひましたら、非常に結構だと思ひます。お諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと若木君に御相談いたしますが、連合委員会でございしますから、地方行政委員会での御相談をしたほうがいいと思ひます。

○若木勝蔵君 地方行政委員会をあとでやりますか。

○委員長(岡本愛祐君) やります。や

「異議なし」と呼ぶ者あり」

その場合何ですが、政令二百一号がな

かつた場合にといいが、これがあるから今日罷業権も奪われておる、正規の団体協約を結ぶということも不可能である。政令二百一号が廢止されたら、以前のように憲法二十八條はそのまま労働者に適用されるのであります。この法律を作るといふことは、政令二百一号を永久にやるという法律を作ることになるのです。政令二百一号が撤回されれば、こういう拘束は受けないのであります。その点で現在公務員は、地方公務員は政令二百一号で拘束されているわけでありす。それを今度は永久に法によつて縛るという、むしろ政令二百一号がなかつたならば、不幸な点がいわゆる憲法二十八條の団体交渉権、団体協約によつて確立されて行くのであります。その点あなたの御答弁は納得できないのであります。

○政府委員(淺井清君) 先ず第一に憲法二十八條の勤労者の団結権、団体交渉権の尊重すべきことをお述べになります。

したが、誠に御反感でございますが、同時に憲法の基本的な人権という

ものは公共の福祉のために制限せられ得るものであり、又これを濫用してはならないということも又憲法の規定であるということは当然のことだろうと思います。従いまして憲法にありまする基本的な人権でも、公共の福祉のな

めには止むを得ざる制限を受けることは仕方がないのでございます。

第二には、やはり公務に勤労を捧げますものと、私企業に從事いたしま

するものとの間にはおのずから違いがあるかと思ひます。この二つの原理からいたしまして、地方公務員の場合

におきましても、その閉結権、団体行

動機が制限せられるという事は、これは止むを得ないのでございまして、この制限の範囲内においてその保護を全うする手段を講じなければならぬ。こういうふうな筋道になつて来るように我々も考へております。

○原虎一君 総裁の御答弁によりまして、公共の福祉のために憲法二十八條の権限を過度に侵害しても止むを得ない。これは逆に申しますれば、憲法二十八條というものは、公共の福祉のために全部を、何でも彼でも構わない全部を剝奪しても構わないというふうにお考えのように受取れるのであります。これはとんでもない間違ひでありまして、御承知のように国の資本で国の経営にかかる国鉄或いは専売にいたしましても、公共の福祉のために罷免権を剝奪いたしましたので、仲裁裁定というところの機関が設けられておる。これは団体交渉という権限を認められておる。同じ国のための事業に従事するものでありまして、事業形態が違ふということによつて、できるだけ団体の交渉権というものを、或いはその結果について裁判の判定のごとき効力を持つ仲裁委員会というものを作つておる。若し今日人事院が、国家公務員に対して人事院の勧告がもう一つその上の審議機関或いは裁判制度によつてこれが審議されて決定されて行くものでありますれば、今日のごとく一斉退職休暇をとつて、人事院の勧告を政府に要求して実施せよというふうな問題は起きないであります。いわゆる団体交渉権、罷免権というものを剝奪して、而もその頼るべき人事院の勧告というものが政府の一方的な意思によつてこれが蹂躪し得るという状態

にあるから、私は労働問題、社会問題が起きて来るのであります。若しこれが人事院の勧告に対してものと慎重に扱ふということになれば、或いは裁判制度を設ける、或いは国会がこれによつて適当な審議をして、これが国会において決定する何らかの方法を講ずれば、こうした問題は、いわゆる一斉退職休暇のごときでございまして、社会問題が起つて来ないのであります。あなた公共の福祉のために基本的な人権をすべて奪つても差支ないのだというお考えのように伺はざるを得ない御答弁だと私は感じたのであります。でき

ただ憲法を我々は守つて行かなければなりません。吉田首相といえども憲法を無視して軍事基地を簡単に與えるという御答弁はできないのであります。やはり我々は憲法は守らなければならぬ。憲法に最も御造詣の深いあなたが公共の福祉のために、すべて基本的な人権を奪つてもかまわぬがごとき御見解を披瀝されることは甚だ残念であります。

もう一度私のお伺ひしたい点は、今日まで二カ年数カ月あなたが人事院総裁として国家公務員法の下に、最も公務員が期待する、人事院の最も重要な任務であります給與の改訂に対して、私はあなたに苦しい経験を重ねておると思ふのです。その経験を我々は今日あの公務員法を制定するときと同じような法案を作つて、地方の自治体にこれを渡すということは無責任極まるのであります。すでに二カ年数カ月間経験した体験によつて、人事院も、或いは所管大臣も、我々国会議員も、要するによりよきものにして、地方の公務員に適用する法律を作らなければ、

二年前に作つてすでに体験して苦しい経験をあなたが持つておられると思う法律をその通り地方に渡すというごとは、無責任極まるものと考えますから、人事院総裁としての過去二カ年の体験に基く見解をお聞きしておるわけでありませう。

○政府委員(淺井清君) 私は基本的人権は公共の福祉のためにすべてを奪つてもいいとは思ふなかつたつもりでございまして、公共の福祉のためにこれが制限されることも止むを得ざるものがあるということをお述べたに過ぎません。

それから次に国鉄裁定の場合と比較されまして、人事院の勧告を更に決定する機関が他にあればよろしいと仰せられました。これが即ち国家公務員法では国会に當つておるわけでありませう。国民の代表者たる国会に人事院の勧告を決定する最終権があるのをごさいますから、制度上それでよろしいかと思ひます。

○原虎一君 制度上はよろしいということ、今日初めてお聞きするのであります。が、いわゆる人事院の勧告が今日のような状態に……、今まで勧告を二、三回出されてそれが実施されない状態にある。これは人事院における責任者の総裁として、一体この状態がこれでいいのであるか。国家公務員が従事するのこういう状態が簡単に行われていくということが、それで正しいというお考えであるかどうか。この点を私はお伺ひしておるわけでありませう。

○政府委員(淺井清一君) 法律上の制度といたしましては、人事院の権限としての勧告を只今以上に強化いたす手はないように思ふのであります。ただ

これは良識ある政治の運営に待つほかいたし方がないものと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 原君に申し上げますが、先ほどお話のございました法制意見第二局長林修三君が一応御答弁申上げたいということでございますが、よろしくございませうか。

○原虎一君 誰ですか。

○委員長(岡本愛祐君) 法制意見第二局長へあなた意見が保留してあるので、発言したいということですが。

○政府委員(林修三君) 先ほど御質問ございました、地方団体の当局と職員団体との交渉の場面の解釈でございますが、これは先ほど佐藤法制意見長官からお答えいたしました通りと考えまして、それ以上突如は附加することはないのでないかと存じております。

○原虎一君 ちよつと御答弁が私は呑み込めないでありますが、甚だ愚鈍にして申訳ありませんが、私が先ほど質問いたしましたのは、第五十五條の二項のしまいの方にあります「当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶことができる。」これに対して申合せを履行せざる場合において、どういふ処置が取り得るものであるか。例えば労働者側が違反した場合に、履行しなかつた場合において、逆にその団体の地方自治体の長から損害を受けたとき、損害賠償というふうなことが契約不履行によつて起り得るのであるかどうか。この点についてお伺ひしておるのであります。

○政府委員(林修三君) この第五十五條の第一項の但書によりまして、この地方団体の当局と職員団体との間の交渉は団体協約を締結する権利を含まない。かように相成つております。而して二項におきまして、この場合におきまして職員団体のかたは地方公共団体の当局の間で交渉をいたしました結果、意見が合致いたしました場合には、その合致した事項が法令、条例、規則等に違反しない場合においては、両方の意見が合致したことを書面によつて確認するということが認められておるわけでありませう。ここで考えますと、意見の合致して書面に相成ります事項は、法令、条例、地方公共団体の規則等に違反しない事項であります。例へばその内容もおのずからそこに制限があるものと存するわけでありませう。大体大まかに分けますれば、二つの事項といたしましては例へば給与を引上げて貰いたい、これは併し給与を引上げる権限は地方公共団体の当局そのものにはないわけでありまして、結局さういふ條例を議會で制定してもらつてというところに相成るわけでありませう。従つてさういふ條例が通るようには努力をせよ、こういうふうな内容のものであらうかと思ひます。こういう場合にございましてはその交渉の結果、そこで申合せができましたことの履行という事は、結局お互ひに円満に話し合ひをして、成るべくその交渉したところを實現して行く、こういうこととに相成るうかと思ひます。又ものによりましては、併しなから予算の範囲内におきまして、予算もあれば、或いは條例、規則等に違反しない例へば厚生施設を作るといふような場合もあるうかと存じます。例へばその場合或る地方団体の庁舎に風呂場を作る、或いは宿舎に作るというふうな

事は団体協約を締結する権利を含まない。かように相成つております。而して二項におきまして、この場合におきまして職員団体のかたは地方公共団体の当局の間で交渉をいたしました結果、意見が合致いたしました場合には、その合致した事項が法令、条例、規則等に違反しない場合においては、両方の意見が合致したことを書面によつて確認するということが認められておるわけでありませう。ここで考えますと、意見の合致して書面に相成ります事項は、法令、条例、地方公共団体の規則等に違反しない事項であります。例へばその内容もおのずからそこに制限があるものと存するわけでありませう。大体大まかに分けますれば、二つの事項といたしましては例へば給与を引上げて貰いたい、これは併し給与を引上げる権限は地方公共団体の当局そのものにはないわけでありまして、結局さういふ條例を議會で制定してもらつてというところに相成るわけでありませう。従つてさういふ條例が通るようには努力をせよ、こういうふうな内容のものであらうかと思ひます。こういう場合にございましてはその交渉の結果、そこで申合せができましたことの履行という事は、結局お互ひに円満に話し合ひをして、成るべくその交渉したところを實現して行く、こういうこととに相成るうかと思ひます。又ものによりましては、併しなから予算の範囲内におきまして、予算もあれば、或いは條例、規則等に違反しない例へば厚生施設を作るといふような場合もあるうかと存じます。例へばその場合或る地方団体の庁舎に風呂場を作る、或いは宿舎に作るというふうな

場合に、そういう予算がある、そういうことを作ることも條例等に違反しない、こういう場合におきまして地方団体の当局と職員団体の間に、その風呂場をどういうふうにする、どういうふうにしてどういう構造にするかということにつきましては申合せができた。こういう場合におきまして大体同じようにお互いの話合でそれが実現するように努力される、こういうことに相成ろうかと思うのであります。こういう事項につきまして更にそれがもう少し強い強制力があるか。先ほどから申されました損害賠償の問題になるか、或いは裁判所の問題になるかというようなことかと思うのですが、これは一応その規定を設けました趣旨から申せば、道義的にお互いに話合つて参るということであるかと思うのであります。裁判所のほうでそういうことを取上げるかどうかは、又裁判所の問題であらうかと思ひます。

○荒木正三郎君 今日質疑はこの辺で打切つて、予算委員会も大体打切つて散会しようですから、この辺で打切つて、明日十時から開くようにしたい、こういう動議を提出いたします。

○委員長(岡本愛祐君) それではちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて……それでは十五分間のまま休憩をいたします。

午後八時二十六分休憩

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて……それでは十五分間のまま休憩をいたします。

午後九時十二分開会

○委員長(岡本愛祐君) それでは休憩前に引續き委員会を開いたします。先ず休憩中に行いました四委員長、四委員会の理事の打合せで打合せましたことを御報告申上げてお諮りをいたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは休憩前に引續き委員会を開いたします。先ず休憩中に行いました四委員長、四委員会の理事の打合せで打合せましたことを御報告申上げてお諮りをいたします。

本日(の)会議はこの程度で打ち切りとすることにしまして、その代り明日、まだ質問通告者が五人残つておられます。それは原君、若木君、岩間君、成瀬君、高田君、この五人の方であります。それでその一人の方の質問及びその応答の時間を三十分以内として頂きまして、そしてそのお話し合いによつて、その三十分はその五人の間で融通をして頂くことにしまして、そして総計の時間を二時間半として、そして連合委員会を打切ることとしたしたい。

そして委員長はそういうふうにより多く運びますように極力努力をする。で又私のほうは出席要求の大臣が来ますように極力努力をいたします。そういうことで運びたい、こういう結論になりました。これに対して御承認を頂きたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) それではちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて……それでは十五分間のまま休憩をいたします。

午後九時十四分散会

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて……それでは十五分間のまま休憩をいたします。

午後九時十四分散会

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

出席者は左の通り。

午後九時十四分散会			
出席者は左の通り。			
地方行政委員			
理事	岡本 愛祐君	委員	矢嶋 三義君
委員	堀 末治君	委員	岩間 正男君
委員	吉川 末次郎君	委員	赤松 常子君
委員	竹中 七郎君	委員	原 虎一君
委員	石村 幸作君	委員	宮田 重文君
委員	岩沢 忠恭君	委員	山花 秀雄君
委員	高橋 進太郎君	委員	堀木 謙三君
委員	安井 謙君	委員	堀 眞琴君
委員	小笠原 三男君	委員	保利 茂君
委員	相馬 助治君	委員	岡野 清豪君
委員	中田 吉雄君	委員	淺井 清君
委員	西郷 吉之助君	委員	小野 哲君
委員	鈴木 直人君	委員	鈴木 俊一君
委員	岩木 哲夫君	委員	達夫君
委員	石川 清一君	委員	佐藤 達夫君
委員	木下 源吾君	委員	林 修三君
委員	加藤 武徳君	委員	賀来才二郎君
委員	千葉 信君	委員	
委員	森崎 隆君	委員	
委員	紅露 みつ君	委員	
委員	堀越 儀郎君	委員	
委員	加納 金助君	委員	
委員	成瀬 暢治君	委員	
委員	若木 勝蔵君	委員	
委員	木内キヤウ君	委員	
委員	木村 守江君	委員	
委員	荒木正三郎君	委員	
委員	高田なほ子君	委員	

昭和二十六年一月四日印刷

昭和二十六年一月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所